柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会第16回定例会・会議録

1 日 時 平成16年9月1日(水)

所 柏崎原子力広報センター 2 F 研修室 場

1 出席委員 新野(議長)・今井・浅賀・伊比・阿部・金子・中村・宮崎・川口・

佐藤・牧・武本・高橋・中沢・丸山・吉田・内藤・本間・渡辺(丈)・ 渡辺(洋)・渡辺(五)

以上21名

1 欠席委員 小山・柴野・田辺 以上 3名

1 その他出席者 資源エネルギー庁原子力政策課・畑中耕一原子力広報官

NPO原子力地域防災支援センター 亀田理事長

柏崎刈羽原子力発電所保安検査官事務所 木野所長

柏崎刈羽地域担当官事務所 早川所長

新潟県 原子力安全対策課 飯吉主任

柏崎市 防災・原子力安全対策課 布施課長

刈羽村 企画広報課 塚田課長

西山町 まちづくり推進課 力間副参事

東京電力(株)広報部地域共生室 長野室長

東京電力(株)安全担当 西田部長

東京電力(株)室星地域共生第一グループマネージャー

東京電力(株)地域共生室 西井

柏崎市防災・原子力安全対策課 名塚係長、桑原主任、関矢主査

柏崎原子力広報センター 鴨下事務局長(事務局・司会)

・・・・・・・・・・・・・・・1 8 : 3 0 開会・・・・・・・・・・・・・・・

事務局(柏崎原子力広報センター)

今日は非常にお手元にお配りしました配付資料が多うございますので、一応手元にあるか どうかのチェックだけ、ひとつお願いいたします。

まず、今日の議事次第です。その下に県の行政の動き、それから事務局の方で用意いたしました今日の講演の講師、亀田先生のレジュメとありまして、その次に東京電力関係の資料で、前回の質問に対する下請企業関係からの資料がありまして、その次に地域の会定例会資料、前回までの動きと、それから「はじめに」と書いた、折り返しのついたペーパー、それから配管減肉管理状況についてという、ちょっとページ物の資料と、これが東京電力関係の資料でございます。

それから、経産省資源エネルギー庁関係の資料として、核燃料サイクルのコスト試算に関する資料の公表についてというものと、その次に核燃料サイクルの説明をした図版、それから木元教子さんのものの新聞資料、それから核燃料サイクルのコスト試算の公表という、今日の資源エネルギー庁さんの説明資料でございます。それから、平成6年2月試算に関する当庁の分析についてという同じ資料。同じく3月試算に関する当庁の資料、それから2月試算に関するバックデータについてという分厚い資料と、以上お手元に行っているかと思います。それから、A4横組みの資料の基本シナリオの核燃料サイクル諸量の分析というのが、もう一つエネルギー庁関係の資料として、お手元に行っているかと思います。

以上でございます。

ではよろしいでしょうか。それでは第16回定例会を開催させていただきます。9月に入りまして、急に日が短くなりまして、外はもう真っ暗になりましたけれども、これから開催させていただきます。

今日の委員の出欠状況でございますが、柴野委員とそれから小山委員が欠席。それから阿部委員、田辺委員が少しおくれて出席するという連絡が入っております。以上でございます。 では新野議長、よろしくお願いいたします。

新野議長

では座ったままで失礼いたします。第16回定例会を開かせていただきます。開会の後に、この地域の会の経過をも含めて経過報告をするんですけれども、前回臨時会がありました以降、特別に委員会を開いていませんので、特段の経過はございませんので、行政さんと東電さんの方からの経過報告があれば、いただきたいのですが。

飯吉主任(新潟県原子力安全対策課)

県の原子力安全対策課の飯吉です。お手元にレジメが1枚あると思うんですけれども、前回臨時会以降の行政の動きについて、簡単に説明させていただきます。

まず一つ目ですが、安全協定に基づく状況確認ということで県、柏崎市、刈羽村で3回行っています。まず8月25日ですが、美浜の事故に関連して、6号機の配管減肉測定状況、そして東電の一連の不正問題に関連して、4号機だけ再循環系配管を前回全数点検していなかったので、今の定期検査で9カ所実施しているんですが、その点検状況を確認しています。続きまして8月27日に、不正問題を契機に始まった東京電力の再生に向けた取り組みの進捗状況などを確認しています。

次にちょっと順序が入れかわるんですが、2番目として8月30日に美浜の3号機の配管 事故に関連し、東京電力に要請していた柏崎刈羽原子力発電所における配管減肉管理状況と、 今後の対応に関する報告を受けています。この中身に関連して、本日9月1日、配管減肉管理状況の確認ということで、実際の現場での測定方法の確認、管理指針点検対象リストの確認、そして過去の測定記録の確認を行いました。確認の結果ですが、過去の測定記録については抜き取りで実施したのですが、確認した記録については特段の問題はありませんでした。以上です。

新野議長

ありがとうございます。市の方はよろしかったでしょうか。では東京電力さん、お願いいたします。

長野室長(東京電力広報部地域共生室)

東京電力の長野です。

それでは、お手元の定例会資料ということで、8月4日以降の動きということでプレス発表した内容を羅列しております。まず8月5日ですが、1号機、これ6月21日に起きた出力降下でございますが、この原因と対策について発表しております。8月6日には4号機の定期検査の開始について、プレスをしております。8月7日から定期検査に入っております。それから8月10日、点検中の6号機でございますが、タービン建屋内で油漏れ。それから11日、7号機でございますが、205本ある制御棒のうちの1本が制御基盤の故障により取りかえております。13日、原子力防災業務計画の修正を提出しております。

それから13日、定期検査中の6号機で、原子炉自動スクラム警報が発生しております。実際のスクラムはございません。18日、関西電力美浜の事故にかかわる当発電所の配管の点検状況の確認結果について、経済産業大臣に提出をしております。8月25日、定期検査中の6号機において、運転上の制限からの逸脱ということでございます。同じく8月25日、18日に大臣の方に提出をいたしました配管の点検の調査結果の集計に誤りがございましたということで、国に再提出をしております。26日には、4号機でけが人の発生、左まゆ毛に切り傷という内容でございます。8月27日、これは福島第1、福島第2、柏崎での累計の発電量が2兆キロワット時を達成したということで発表しております。8月30日、点検中の6号機で作業員の方がごく微量な放射性物質を内部取り込みがあったということで、公表しております。8月30日、7号機で8月11日に起きた同じ事象でございますが、制御棒の不具合が出ております。

次のページにまいりまして、8月30日、8月31日と新潟県、そして柏崎市、刈羽村ということで、配管の管理状況について御報告をしております。これについては後ほど別の資料で詳しく御説明をさせていただきます。8月31日、定期検査中の4号機で軽油タンクの油漏れがございました。9月1日、本日でございますが、定期検査中の6号機の圧力抑制室内の点検を実施し、ごみほかの回収をしたことを発表しております。同じく本日でございますが、これは1枚プレス文を今日つけておりますが、後ほど詳しく御説明をいたしますが、4号機の再循環系の配管の追加点検の結果についてお知らせをしております。以上でございます。

それでは、ちょっと詳しく御説明します。

西田部長(東京電力広報部安全担当)

東京電力の西田と申します。 2点ほど、補足説明をさせていただきます。

先に、今のこのつづりの中にくっついております 2 枚目の 4 号機の原子炉再循環系配管の 追加点検について、プレス文をご覧になっていただきたいと思います。ちょっとかいつまん でですけれども、過去 5 年間のうちに点検を実施した箇所について、追加で点検を行うとい うこととしておりまして、その当時運転中でありました 4 号機についてはその後、今回になりますけれども、定期検査で点検を行うというふうにしておりました。8月7日から第8回の定期検査を開始いたしまして、原子炉再循環系配管、9カ所の継ぎ手について、8月10日から超音波探傷検査という検査を実施しておりました。本日その点検が終了いたしまして、結果が出まして、3個の継ぎ手にひびが確認されております。場所については、裏面の方をごらんになっていただきたいと思います。継ぎ手1、2、3と書かれている場所が、今回ひびが確認された場所になります。

表の方に戻っていただきまして、最後のところですけれども、ひびの確認された継ぎ手ですけれども、今後配管の取り替え作業を実施いたします。その次ですが、原子炉圧力容器と再循環系配管との継ぎ手、6カ所について、今後原子炉再循環系配管と同様に、追加点検を行う予定でございます。以上です。

続きまして、もう1点の補足をさせていただきたいと思います。お手元の資料でA3の折り込みになっている1枚物ですけれども、(概要)と書いてありますものをごらんになっていただきたいと思います。その後についております報告書の概要を1枚にまとめたものです。配管減肉管理状況について、前回この場で御説明させていただきました報告書との相違についてかいつまんで説明させていただきます。

前回説明させていただきましたものは、国の要請を受けまして、福島も含めました当社全体の報告を行ったものですが、今回は自治体からの御要請を受けまして、当所のみの報告としてまとめたものです。調査の内容と結果については、大きく2と3と項目がありますけれども、そちらにありますとおり、配管を減肉の可能性からA・B・C・Dと四つのランクに分けまして管理を行っておりまして、点検を行ってまいりましたが、有意な減肉が確認されていないという現状から、この管理方法については妥当というふうに評価をしております。なお、その左の真ん中に横長の表がございますが、先ほども申しましたけれども、集計のミスがございまして、点検の対象箇所数ですけれども、集計上のミスでございます。前回この場で御説明させていただきました合計の数だけちょっと申し上げますと、1万8,843カ所と申し上げました。その後、再集計を行いましたところ、集計ミスがございまして、1万9,268カ所ということになっております。申しわけございません。この集計ミスによりまして、配管減肉管理の妥当性に影響が及ぶというものではございません。

続きまして右の方に表がございますが、右上の表は、先ほど申し上げました区分別の管理 状況をまとめたものです。中ほどの表ですけれども、これは実際に測定をいたしました配管 の減肉の最大値を整理したものです。最大が2号機の2.4ミリという値でございました。

最後に今後の対応について、4のところにまとめておりますが、短期的には定期検査中の4号機を代表プラントといたしまして、サンプリング調査の妥当性の確認、データの拡充、減肉管理の妥当性検証を行います。また、全プラントを対象といたしました低合金鋼配管、こういう対策材といっています配管がございますが、この配管の管理状況を調査いたします。また、4号機を対象としました所内蒸気系配管の追加点検を実施する予定です。長期的には、代表プラントにおきまして実施いたします追加点検結果、それと美浜3号機の事故調査委員会の結論を踏まえまして、必要に応じて対策を講じるというふうな予定にしております。かいつまんで、概要を御説明させていただきました。

以上でございます。

新野議長

ありがとうございました。

では、今の報告に対する質問とかがありましたら、お受けしたいんですが。

武本委員

4号機の再循環配管の点検で、9つ調べて3分の1の3つが割れていたというのは、1号機の率に次いですごく高率のような気がします。これは、切り取ってから実測等もやるんでしょうか。

西田部長

今のところの計画ですけれども、実測をやる予定でおります。

新野議長

ほかにございますか。

宮崎委員

8月30日の定期検査中、6号機における作業員のごく微量な放射線の内部取り込みという説明が、このことについてなんですが、一体どういう経過でこの放射性物質が出てきたのかという説明がないんですが、これを聞かせていただきたい。

新野議長

お願いします。

西田部長

すみません。細かいことを一切御説明いたしませんでしたが、作業場所が原子炉ウエルといっています。原子炉の圧力容器がございまして、原子炉の圧力容器の上面というんでしょうか、原子炉から燃料を取り出すときには通常水を張っておりますが、その水を最後に起動する前には、1回もう水を抜きまして、原子炉の圧力容器をかぶせます。その水を抜いたときなんですけれども、水を抜きますと原子炉の圧力容器の上面とか、そのあたり、水の中に含まれております放射性物質が若干つきます。これは元々は使用済みの燃料を定期検査のときに交換をして新しい燃料を入れるわけですけれども、その燃料についていたような放射性物質が水の中に燃料移動の際に移りまして、今度原子炉を起動する前に水を抜きます際に、原子炉が働く容器の上面とがウエルと言っている場所なんですけれども、その場所に付着をいたします。ですので、付着した放射性物質を除去するために、除染という作業を行います。

その除染という作業を行うときに、作業される方もいらっしゃいますけれども、放射性物質がどのぐらいついているかということを調査するために、放射線管理員という方がいらっしゃいまして、放射性物質の付着状況の調査を一切しておりました。実はその方が、今回若干の内部取り込みをされたということです。作業は非常に厳重に手袋を三重にしまして、取り込まないようなことをやっておったのですけれども、最終的な結論はまだ出ておりませんけれども、どうもそのゴム手袋についていた放射性物質が、最終的に一番下にしております綿製の手袋があるんですけれども、手袋に若干付着しまして、それでちょっと顔をぬぐってしまったようだというところが今の推定をしているところです。まだちょっと最終まで出ておりませんけれども、その手袋についた放射性物質が何らかの形で口の中に入ったということかと推定をしております。

新野議長

社員の方じゃないんですよね。

西田部長

協力企業の方です。

新野議長

そうですね。よろしいでしょうか。ほかによろしいでしょうか。ないようでしたら、今日

はちょっと過密スケジュールですので、先の方へ進ませていただいてよろしいですか。

もう間もなく 7 時になるんですが、(2)に入りますので、これがどのぐらいかかるかなんですが、その後の(3)は、一応90分を目途に、いろいろ勉強をさせていただこうと思っています。その後に(4)があるんですが、ふだんですと特段ないんですけれども、今回臨時会のときの皆さんがお2人だけ欠席で、ほとんどの委員さんが出られて、全員が発言されている中の、即答いただけなかった部分のお答え部分とかのやり取りが若干ありますので、ここでまた20分なり30分なりお時間使わせていただきたいと思っております。いつも遅くなってしまうんですが、できれば9時を目途に、やむを得なければ9時半をというふうには考えているんですが、それを超えないということで、今日はさせていただこうと思っています。

では(2)の方の御報告、よろしいでしょうか。

畑中原子力広報官(資源エネルギー庁原子力政策課)

経済産業省の原子力広報官をやっております畑中でございます。よろしくお願いいたします。

柏崎刈羽の皆様におかれましては、日ごろから原子力政策に対する多大な御支援、御協力を賜りまして、厚く御礼申し上げます。まず本年3月の国会答弁におきまして、当時の資源エネルギー長官が不正確な国会答弁を行いましたことにつきまして、結果的に信頼を損なうということになりました。改めてこの場をおかりしておわび申し上げます。

それでは、資料については先ほど確認させていただいたんでございますが、まず説明の順序といたしまして、表題が核燃料サイクルのコスト試算に関する資料の公表について、平成16年9月の、こちらの方から先に御説明させていただきたいと思います。本件につきましては、資料の存在が確認されました平成6年2月及び10年3月に作成されました、核燃料サイクルのコストに関する資料を、7月5日に公表したところでございます。また、今回8月5日に公表いたしておりますので、わかりやすくするという観点から、例えば前回の公表資料を7月5日、今回公表させていただきました資料を8月5日というふうに、日付を明確にいたしまして、記載させていただいております。

で、今回公表いたしましたこれらの資料につきまして分析を行いますとともに、ほかに試算がなかったかどうかにつきまして、徹底的に調査を実施いたしました。その結果が先月5日に公表いたしました資料でございます。もう一つの8月5日というバージョンの資料、申しわけございません、ちょっと見ていただきたいと思いますが、表題は核燃料サイクルコスト試算の公表ということで、8月5日にこれを公表したものでございます。このときに公表したものが資料1から始まりまして、資料6、7、8まであるんですが、資料の3までしか今回御用意できませんでした。残りは1部しかなくてここにありますが、資料の3から最終的に中身はどういうものかといいますと、バックデータですとか、あるいは当時の議事概要をまとめたもので、8月5日に公表した資料でございます。そういったことで、今回資料を用意させていただいたのが8月5日のものでございます。

それで、元に戻っていただきまして、核燃料サイクルコスト公表について、まず3枚目を見ていただきたいと思います。これは7月5日に公表いたしました二つの試算を、現時点から見て分析いたしました結果をまとめたものでございます。分析結果のポイント、要点を申し上げますと、平成6年2月の左の方のマスに書いてありますが、このコスト試算につきまして、前提条件となりますバックデータを記載いたしまして、資料の存在が確認されましたので、これを公表いたしました。このバックデータを用いまして、現時点で分析いたします

と、単価・資本・スケジュールといった試算の前提条件に不自然な点が多く見られたという ことでございました。

それで、行ったり来たりで申しわけございませんが、先ほどタイトルの「8月5日」というのを、先ほど御案内いたしました資料1を見ていただきたいと思いますが、8月5日の資料1の中で、本試算の経緯、試算に関しましての存在が確認されました前提条件及びそれに関しての留意事項を記載しております。本試算の経緯でも記載をされてございますが、総合エネルギー調査会の原子力部会核燃料サイクル及び国際問題作業グループの中間報告でまとめられまして、我が国の場合は最終処分費の見積もりが極めて不透明であることから、両路線の比較を行うこと自体が困難であると位置づけられておるということになっております。

それで、もう一つ存在が確認されました議事概要、ここにあるんですが、それを読んでいきますと、まずこの位置づけといたしまして、試算についてはワーキンググループの委員の中で、直接処分の費用は処分場の立地状況や、それにかかわる許認可などの事情で、大きく左右されるということで、日本の特殊性、いわゆる立地事情などを考えると、OECD、経済協力開発機構やアメリカの計算を適用できないという議論が行われたと。結果としてそれらの議論を得て、先ほどの結論に至ったというふうになっております。

それからまた前に戻っていただきまして、今日の資料の平成10年3月の試算ということで、資料1の中に書いてありますが、これは何を言いたいかということでございますが、これは同時に平成6年の2月の資料と、もう一つの資料が存在するということが一部の新聞に発表されまして、それを確認したところこういうものがあったということでございます。この資料がどういうことかといいますと、再処理工程とか貯蔵工程を含んでおりませんで、あくまでも廃棄物コストに限定して試算をしたものということでございます。それから、平成6年2月に試算が事務局から提出された際、開催されました一連のワーキンググループの配付資料、議事録についても先ほど言いましたこの資料4以降について公表したところでございまして、議事録につきましては「事務局限り」という記録ということでまとめたものでございまして、当時の審議会では非公開を前提にやっていたということで、議論をお願いしていたと。また10年以上も前のことでございますので、発言内容が委員の意図を正確に伝えているかどうかも不明なところがあるということでございますが、あえて公表させていただいたということでございます。

それから、お手元の4枚目を見ていただきたいと思うんですが、ほかにも再処理しない場合のコスト試算がなかったかどうかという点につきまして、膨大な量の過去の資料を洗いざらい調べた結果、過去に資源エネルギー庁が作成したか、または資源エネルギー庁が作成をしたというふうに推定されるというもの、これが次のページにまたがって出ていまして、8つの資料が存在するということが確認されました。これもすべて公表いたしまして、これについてもいずれも20年前に試算されたということで、もう一つは単にOECD経済開発機構の試算の単価の一部を機械的に変化させたものというものでございました。

次の一番最後のページでございますが、これは資源エネルギー庁が行ったものではございませんが、今回新たに存在が確認された資料の一つといたしまして、原子力委員会の事務局は先般公表いたしました3つの資料と、核燃料サイクル開発機構の資料についても存在が確認されたということで、その事実をあわせて公表されたものでございます。で、今回公表いたしました資料のほとんどは、10年ないし20年前のものでございまして、今日的に見ますとかなり古い知見のもとに作業をされたということでございますが、今回新たな原子力長期計画策定に今入っておりますので、その一つの検討材料として活用されることを期待いた

しまして、既に原子力委員会に提出したところでございます。今後、原子力委員会におかれましては、最新の知見やデータをもとに試算を行われるというふうに聞いておりまして、私どもといたしましては、これを最大限協力してまいる所存でございます。それとあわせまして、もう一つ今回の問題につきまして経済大臣から重大な問題であり、こういったことを二度と繰り返さないようにという、強い指示をいただいたところでございます。

もう一つは、その公表に先立ちまして、国会対応のあり方、文書管理のあり方等を改めますとともに、今後同様の事態を招くことのないように職員の緊張感を高め、高い規律を維持し、職務を邁進するように大臣から言明されたところでございます。さらに、今回の反省を踏まえまして問題点を改善するために、経済大臣から事務方に対し、文書管理委員会、これはまだ仮称でございますが、設置いたしまして、省内の文書管理の適正化を図るための体制を整理するということと、行政文書の管理規定、それから資料管理システムの見直しを早急に実施するように指示されたところでございます。現在具体的な作業を進めているところでございます。

この資料は、もう一つお手元についています横長い表の基本シナリオの核燃料サイクル諸量の分析ということで、右上の表題には新計画策定会議(第6回)と書いてあります。資料番号の第4号でございます。既に皆さん御存じだと思いますが、現在、原子力委員会におきまして、原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画、いわゆる長計という言い方をしていますが、それの改訂作業に入っております。この長計は昭和31年からこれまでおおむね5年ごとに改訂されておりまして、現行の長計が来年の11月に5年目に当たることから、それにあわせて現在改訂作業に入っているところでございます。8月24日に原子力委員会の中の改訂作業の中で、新計画策定会議は第6回目を迎えたということで、そのときに仮想四つのシナリオということで、例えば再処理をする場合、あるいはそのまま処分する場合ということで、仮想シナリオを委員会で提示されて議論されているところでございます。これをわかりやすく言うことで、たまたま原子力委員のメンバーであります木元先生から新聞にこの四つのシナリオについてわかりやすく紹介されております。かなり字が小さくてまことに恐縮なんですが、この中で四つのシナリオについての議論のあり方、これからどういうふうに進んでいくかということを詳しく御説明されておりますので、こちらを読んでいただければと思います。

それからもう一つ、核燃料サイクルと、これはもう皆さん御存じだと思いますが、1枚紙を用意させていただきまして、サイクルの輪という形がこういうものがあるということと、あと具体的に例えばイメージ的に中間貯蔵施設はいつぐらいに操業を大体予定しているかとか、使用済燃料の再処理工場等、操業開始予定は大体いつぐらいかということをここに記載させてございます。

それから資料3で、8月5日に公表いたしましたもので、これが平成6年2月の試算に関するバックデータということで、存在が確認されたものでございます。この存在が確認されました諸元等を用いまして、平成6年2月にやったものを確認した結果が、ここの表に記載されておりまして、資料1のまさに数値と、およそこんな形で当時は議論したんだろうということを、ここに記載されているものでございます。資料3の後ろから真ん中ぐらい、たしか16ページになると思いますが、これは平成16年7月5日に公表した資料で、存在が確認ということで公表した資料を、ここに添付をさせていただいております。

かなり駆け足になったんでございますが、説明は以上でございます。

新野議長

3の資料をいただきましたけれども、限られた時間で御説明の時間もかなり短かったので、難しかったろうとは思うんですが、ほとんど委員の方はおわかりいただかなかったんじゃないかと思います。多分私たちもこういう細かい数字のことを申し上げているんではないんじゃないかと思うので、これに対して多分10分程度ぐらいしかお時間とれませんが、どなたか質問とかがありましたら。

佐藤委員

佐藤と申します。わかりやすい話をわざわざ難しくしているんじゃないかというふうに思うのは、直接処分なのか再処理なのかというのは、どっちみち土の中へ埋めるということになると、費用のかかる再処理だけがしなくていいということになるわけでしょう。そうするとおれたちみたいにいかに知能が低くても、直接処分と再処理した場合とどっちが安くてどっちが高いかというぐらいなことは簡単にわかるんです。それでそれをどういうつもりでもってうそをついてきたのかという、そこのところをはっきり聞かせてもらいたいんです。そんなー々ああでもない、こうでもない、環境がどうだこうだという話を聞きたいわけじゃないの。

資源エネルギー庁長官が、国会で偽証という場は別にしても、本当に偽証だったわけだから、そういうことをしてまでもうそをつかなきゃならなかった理由というのは一体何なんだというところが我々は聞きたいわけです。それでそれは、将来にわたって日本国民に負担を押しつけるわけでしょう。そこのところがどうなっているんだいということを聞きたいわけであって、こうなっていますったってこの資料を説明されても何もわからないですよ。そういうところをわかりやすく説明していただきたい。いずれにしたって、皆さんは省庁が変わりましたから、3県知事の提言なんというのも科学技術庁、当時盛んに新潟県が事務局をやっていたときに、そこへ押しかけてきて、何とか3県知事提言を出させて、そして円卓会議をやってみたいなことをずっとやってきたわけだ。ところが、そのころ既にこういうものを隠しているいるなことをやってきていたということになると、もっと罪深いことをずっとやってきているわけですよ。今さらつじつま合わせに大して費用は変わらないんだというようなことを、一生懸命になって説明しようとしているんだけれども、こんなことで我々は納得するようなことじゃないんです。どうしてそういうことになったのかということが問題なんだ。

畑中原子力広報官

補足させていただきますと、今年の3月の国会答弁の件でございますが、この国会の答弁を作成した者が、この試算の存在を認識していなかったということでございます。知っていながらうその答弁をしたということは全くない訳でございます。ただ結果といたしまして、不正確な国会答弁を申し上げたということで、関係者の処分が行われたというふうでございます。10年前の審議会等におきましても、全ての資料につきましては非公開・非公表のルールがございまして、この試算についても当時は資料全てに非公表となっていたということでございます。

武本委員

私は、自民党の河野太郎さんのメールマガジンで読んだ話をします。10年前の担当者が、今回の答弁を書いた人だというじゃないですか。そしてそのことが今国会で議員の調査権に基づいて当時の関係者のリスト、今回の関係者のリストが出てきます。そうすると、書類管理を徹底しましょうみたいな話は絵空事。もうだまされませんよ。10年前に上級職の国家公務員が作成した文章を忘れるようなことが、皆さんの仕事なんですか。そしてここへ来て

書類の管理を徹底しましょうなんていうけど、格好いいことばかり言うんじゃないよ。答えが出たら全部そういう関係者来て、この間の事情をはっきりさせてくださいよ。原子力は全部うそで固められてきたんだよ。そういうことで、わざわざ前の人も言ったように、膨大な資料を持ってペラペラとしゃべって、それで済まされると思ったらもってのほかだ。ともかくまだ問題が解明されていない、そして既にそういう場で10年前の事務責任者が今回の国会答弁を書いたということまで明らかになっているんですから、今日のあなたの説明は全部うそだと、そういうふうにかなりの人が思っているということを伝えておきます。都合の悪いのはいつもロッカーの中でしょう、厚生省も。

新野議長

一応今はそういう意見があったということで、お伝えいただきたいと思うんですが、ほか に御質問ありますでしょうか。

浅賀委員

浅賀といいます。話の中で原子力長期計画にこういった資料を提出して、資料の見直しを 図るというような説明があったように思うんですけれども。

畑中原子力広報官

言葉足らずです。策定会議にこれら全部一応お渡しして、今、議論の中で参考にしていただくと、協力させていただくというスタンスでございます。

浅賀委員

報道されているように、もともと間違いがあったわけですから、それを時間をかけて見直すという、これからの長期計画にそれを見直すというのは、そもそも原点から間違っているわけですから、そこをもうちょっとしっかり考えていただきたいと思います。

畑中原子力広報官

見直すというよりも、そこはここに四つのシナリオということで、木元委員の方でも新聞記事で書いてありますように、今までは再処理するケースしか議論しなかった。だけど今回は改めて三つを加えて四つのシナリオで議論を進める中でやっていくというように聞いております。

浅賀委員

追加で、木元さんがどれだけ原子力とかこういったものに専門家でいらっしゃるのかどうか、私自身は疑問に思っております。やはリプルサーマル計画を柏崎の地に持ってこられた時点で、柏崎はこの静かな町が二分されるような問題なわけです。ですから、やはりそこをもっとお考えいただいて、原点に帰って、最初から考え直していただきたいと思います。

佐藤委員

明確に答弁いただきたいと思いますが、その前に一つだけ申し上げます。私は反対運動をやっている者なんですけれども、8月に入って柏崎市長に対して実は申し入れをしました。それは、国に対していつでも同じ原子力村を構成している人たちでいろいろな問題を議論して決める。ですから一向に政策が変わってこない。言ってみればこういう試算に、ほぼあることを知っていながら同調しながら、まあそういうものだろうと言って容認してきたと思われるような人たちが、またこの策定委員会なんかに入っていて、そしてその議論をするということになると、原子力行政なんて変わっていくことはないんです。そして皆さんは何年たってもそういう人、原子力村を構成している人たちを集めて、いろいろな相談をするというようなことをやっているわけですから、さっきも申し上げましたように、3県知事の提言なんていうのは、皆さんがけしかけて出させておいて、そして3県の知事提言を、言ってみれ

ばもてあそんだみたいなものなのではないですか。新潟県知事だって歯ぎしりしていると思いますよ。そういうことが一体どうして出てくるのかということだけは、今日せっかくおいでになったんだから、聞かせていただきたいと思うんだ。

新野議長

お答えをいただけるような内容じゃないですね。

内藤委員

何か原子力政策をここで論じ合い始めてきたものだから、今日、広報官が来られて一体何を説明しようと思っていらっしゃったのか、あるいはまた、会として何を求めたのかというのが、ここのところちょっと欠席ばかりして申しわけないんですけれども、その辺ほかの人は十分承知していたのかわからんけれども、私はさっぱりわからんもので、確かに話を聞いてさっぱりわからなかった。何の話をしているのか申し訳ないことをしたので謝っているのか、それとも10年前にあった資料はこういうものだということを説明しているのか、その辺がさっぱりわからん。だから佐藤さんや武本さんがこんな国会議員みたいな、国会で話しているような論議をここでまたされているようで、こんなことをやったらもうこの会の本来の趣旨がどんどんどんエスカレートするような気がするものだから、これは専門的に勉強されている委員の方も中にいらっしゃるからと思いますけれど、我々一般の委員というのは、そこまでのことをこの会で論議するとは思っていなかったはずですので、これは新野議長がおっしゃったように出た意見は御意見として聞いてもらうと、持ち帰ってもらうということでしないと、これはもう延々と続きますよ。ちょっとその辺が心配で。

新野議長

今いろいろなご意見、御質問が出ているんですが、今日おいでいただいてここで即答ということはお立場上も難しいのかと私も個人的に思いますので、地域の会というのは多分御存じでおいでいただいたんだろうと思うんですが、いろいろな立場で共通項はここに住んでいるということだけなんです。それで東京あたりの方は消費されるけれども、こちらは生産する側で、住んでいる者としてこういう新聞のようにセンセーショナルに取り上げられることが起きるたびに、ただ最初にまず不安を覚えてどうなんだろうという、こういうふうに心理がメカニズム上そうなるわけですので、また仕切り直しの気持ちを込められて、こういう意見がありましたということを一応お伝えいただいて、多分この先は方向とすれば一般国民の理解が得られないものは原子力だけじゃないですけれども、なかなか前に進みにくい時代に入っているわけですから、そういうところでもっと国民に理解しやすい方法を、また一緒に考えていっていただければというふうに、よろしくお願いしたいと思います。

畑中原子力広報官

はい、わかりました。

佐藤委員

実は、内藤さんがおっしゃったことでもあるし、簡単なことを言いますと、今から6年前ぐらいだと思うんですが、「今考えようか使用済み核燃料」なんていうシンポジウムを柏崎でもやりましたよね。6年前だか8年前だか忘れましたけれども。あれから何か使用済燃料のことについて進展はあったんですか。柏崎からは220体だけ青森に出ただけで、それ以外に使用済燃料のことなんか何にも前へ進んでいませんよ。身近なことというふうに内藤さんはおっしゃったのであえて言いますけれども。そしてこの先だってまだ当分そういう問題が解決していく見込みなんかないじゃないですか。そういう状況の中で、一方では再処理路線だけを進めて、そして直接処分の試算隠しをしてきたということは、一方の進めるのを抑

えておいて、もっぱら再処理路線だけを推し進めてきたということになるわけ。とにかく今柏崎の原発だってプールの容量の70%ぐらいたまっているわけ。わずか20年ですよ。1号機が20年しか運転しないのに、そういう状況になっているわけで。そういうのもやはり今回の問題と全く無関係じゃないというふうに私たちは思っていますから、あえてこういうことを言う。

新野議長

じゃ内藤さん、締めてください。

内藤委員

確かにこの再処理の問題も、最終的には避けて通れないどころか、それがないとトイレなきマンションと昔から言われているとおりのことになるわけだから、決して粗末になんかできない大事な問題なわけ。でも今我々この委員がそれを論じ合う場所かなという気がするから言ったのであって、それは佐藤さんや武本さんが、三団体の方々がもう一生懸命やっているのもわかるし、我々は核燃料サイクルという前提で原子力発電所を誘致してきたから、こんなワンスルーだとか、そんなこと勝手にされてもらっちゃ、国がフラフラするんじゃ、それこそ困るわけなんですよ。でもそんなことを今ここで論議しても始まらんから、今しませんし、してもらいたくないと私は思っていますので、御意見は御意見でせっかく来たんだから、聞いて持ち帰ってもらうということで、おっしゃった方々の意見をここで無視しようとか、そんなことは決して言っているのではなくて、それはぜひ聞いてもらいたいということであって、ここで我々委員が論議するテーマかなというふうに、私はそれは疑問に思いますから、関連はないとは言わんけれども、もっと透明性を確保する地域の会としての方に、ウエートを置くべきだと思って言ったことですので、確認の意味で。

新野議長

今日の、こちらで御説明いただく経緯は、7月頭の新聞報道なんかが相次いで、一つじゃなく幾つも複数立て続けに出ましたよね。そのことで当然市民に不安があるんだろうと、疑問もあるんだろうということで、私たちはあくまで市民のレベルの活動をすべきだという原点なんです。それで市民が不満に思うことをあえてここで外すのはおかしいということで、専門的なお答えというよりは、どうしてこうなっちゃったのということの要するに投げかけなんです。お答えいただく部分といただけない部分があるのはもう重々わかりますので、そういうレベルのお答えでよかったんですけれども、非常にいろいろ前向きにこういう数字をいろいろなところから拾い出して御報告いただいたのが、また逆にそういう高度な質問につながったようにも思うんですが。

武本委員

違うと思うんですよ。私は例えば専門家としての東京電力の説明を信頼できるかみたいなところで議論すればいいと思うんです。そしてこの間の議論、賛成、反対はいろいろあったとしても、例えば柏崎の市長、あるいは新潟県の知事、これが自分らは能力がありませんと、そういう専門的なことを国に任せましょうというふうにみんな言ってきた訳。

新野議長

今まではね。

武本委員

その国が、こういうことをやっていたんでは誰を信用したらいいんだと、そういう問題なんですよ。それに対して今の説明は急に聞いてもわからないような大量な資料を持ってきて、ペラペラと説明するけれども、その資料を作った人が今回答弁を書いた人だという話まで出

ているのに、まだ国を信用しましょうとかなんか言っていられないじゃないかと、そういう 立場でこの問題に関わらんとまずいんじゃないでしょうかということを言っているだけで、 3 と書いてある数字が 2 が本当でしょうねという話をしているつもりはないんです。ともか く国の言うことは本当に疑ってかからなければならんというふうに多くの人が思っているよと、それなのにペラペラしゃべってくれるなと、こういうことを言っているんです。

新野議長

ここで結論を出す場所でないので、もう当然こういう意見があったということを持ち帰っていただいて、それでまた前向きに検討いただくしかもうないですよね。

武本委員

我々としては、こういう国を今後どういうふうに責任を持って、国に対してみるかぐらいの話は、我々も内部の議論と最初に当然なると思うんです。そういうことを話題にしようということの一つの切り口が、この7月の3日ですか、5日ですか、こういう一連の動きで、非常にここでも関係するからお話ししようという形になったんだと思います。

新野議長

でも委員同士の議論というのがまた別なんであって、それはなされていないんですけれども、今日は資源エネルギー庁さんとのこういう1対1には多分ならないんだろうと思うんです。私たち委員の議論がまだないので、ここの総意はないわけですから。

武本委員

いやいや、この件でなくても、個々のテーマについて全て国に任せましょうという話がここでもあるわけだ。その国がどういうものだかということを知る機会になればいいんじゃないですか。私は国なんて信用できないんじゃないのということを繰り返し言っているだけなんです。

新野議長

そうですね。それを皆さん武本さんの考えをここで聞いているわけですから、だからそれ はそれぞれの立場があるので。

内藤委員

だから、広報官の話が、今回のこういう問題は当時10年前の安井課長だかわかりませんけれども、そういう方々が事務的に詰めていったら数字が出たと。それは直接処分よりも再処理でやった方がどうしてもコストが高くなるというのが出た。これをその当時の国の立場で言うと、それをもろに出すと国民が安い方がいいじゃないかと安易に飛びつかれると困るから、そういうことがあると困るから隠したのかなと、私はわかりやすく言うと、ついそうしたのかなと。

新野議長

そういうふうになれば、武本さんと話がかみ合ったんだろうと思うんですけれども。

内藤委員

だから、それで大臣が申しわけなかったと謝って、国会はそれで承認したのかどうかわからんけれども、国会の論議はどうなっているのか。

新野議長

だから本来その程度といったら変ですけれども、そういう話でお尋ねをしていたんです。 それがどこかで質問事項が数字のような、「高度」と言ったのは要するに経済レベルとか法 律とか、こういうところのこういう専門的なことを伺うつもりではなかったという意味の高 度なんですけど、そうじゃなくて…。

内藤委員

だからどういうふうに盛り上がって、どんなふうな解決したのか、国民が納得したのかということを聞いている。それだけです。

新野議長

そうそう、そうですよね。だから経過も含めてもっと透明性がある、一国民でもよく理解できるような経緯で処理していただければ、何の問題もないわけです。どこかで手違いがあったのならそれをきちんと洗い出して、そういうとこなんだろうと思うんです。それで信頼関係が要するにもう一度つくり直せるのか、そのまま議論のないままで継続して、お互いによりよいために議論しなきゃならないのかということなんだろうと思うんですけれど。

渡辺(丈)委員

説明の中に時系列的に試算というものが色々あるということもわかりましたし、ただ今ここでわかったことは、最大の行政の長であらなければならない、信用を本当に持たなければいけないところが反省の部分というのか、これからしっかり管理します程度では、これは先般も出てきておりますように、最終的にはそのようなレベルの話になってしまうところに皆さんは不安を持ってしまわれる。ここのところ一番今日、残念な話だと思うんです。心理的には隠したいとか、そんなことは私にもわかりますけれども、それを今後発生させない、そういう仕組みだとか何とかという、これは言葉では簡単だけれども、それぞれの時点の偉い人の思惑もあるだろうし、それを本当にやってほしいんです。皆さんの方では事業者に対してはこういう管理をしなさいとか、どんどんどんあてがった、或いは命令、そういうものをやってくるわけですけれども、やはり命令する以上そのもとがきちんとやっていないと、我々もそうだし、国民の皆さんも安心できないんじゃないでしょうか。そんなところです。新野議長

これも一意見として聞いていただいて構わないんだろうと思うんですが、大方そういうふうに感じているということだろうと、それで締めくくってよろしいでしょうか。

畑中原子力広報官

本当に言い訳に聞こえてしまうかもしれませんが、今回のこのような報道がされましてから、経済省で内部調査をやりまして、総勢25名の職員から聞き取り調査をいたしました。当時総括班長も作成したのではないかということもございまして、本人も含めて全て調査の対象といたしました。調査に厳正を期するということで、今回、大臣官房総括審議官等により実施しまして、一人一人に確認作業を行いました。結果として安井氏というのはまさにその当時の試算の作成作業に携わっていなかったということが、はっきりしたということでございます。従いまして隠していたとかそういうものでなくて、まさに資料の存在の認識が足りなかったということです。もう一つは例えば答弁を作成するときに、何かそういうものがひょっとしてあるかどうかのそういう確認行為があったらよかったのではないかということでございます。

以上でございます。

新野議長

ではそれでよろしいですか、武本さん。そうですね。いろいろな意見が出ましたので、これをまた生の声でお伝えいただければと思います。ありがとうございました。

では(3)の、原子力防災についてに移らせていただきたいんですが、NPOを立ち上げられ、そこで防災の専門のNPOなんですが、そこで理事長をされている亀田先生をお迎えしております。質疑応答も含めて90分ということでよろしいでしょうか。またいろいろな

御説明いただくんですが、柏崎に当てはめたり、一住民としてもいろいろな疑問や意見があるうかと思いますので、また最後の方で質疑応答の時間を設けますので、1 1月に向けての防災訓練がありますで、それにも活かしていただくよう、遠慮なく御質問ください。限られている時間ですけれども、よろしくお願いいたします。

亀田理事長(NPO原子力地域防災支援センター)

座ったままで失礼させていただきます。亀田です。

今非常にホットな話を聞いていて、私も原子力 5 0 年やっているんですけれども、色々な会議でホットなことなんですけれども、私の話は非常にクールな話をします。クールという意味は、原子力防災というのは抽象論じゃない、具体的な実学であると。その中で具体的なものを取り出してみて、それについて皆さんの御意見を伺って、僕たちはより確実なものにしていきたい。それで既に今日に至る前に、皆さんにお配りしていただくようにお願いしたんですけれども、我々NPOで原子力地域防災支援センターというものの趣旨を書いたのをお読みいただいていると思います。私の視点は、あくまでも市町村、それから住民の人たちの万一のときの安全をどうあるかという問題を考えましょうということです。ですから、そういう意味で現実的に考えていって、クールに判断したいと、こういうふうに思っています。

余談ですけれども、私が今年、原子力やってちょうど50周年になるわけです。きっかけは皆さん御存じでしょうけど、昭和29年のビキニで核実験をアメリカがやったときに、第五福竜丸が被災したというのは、年配の方は御存じだろうと思うんですけれども、私はそのときに俊鶻丸(しゅんこつまる)という調査船に乗ってビキニのそばまで行って、海水や空気をずっと測定してきたと。そのときに私が思ったのは、原子力というのは大変なエネルギーを持っている。しかしそれを平和に利用するのなら発電だと、それも一つの道。しかしそれをやるのだったらば、必ず裏返しに事故というもので、それをどれだけ閉じ込めるかというちゃんとした技術、そういうものがなければ、あるいは体制がなければだめだというのを感じて、原子力研究所が昭和31年にできたので、そこに入って今日まで約50年間環境問題だけやっています。

それで、今言いましたように私としては、自分の50余年かかわる問題の中で、原子力防災について皆さんにこれだけ御理解いただきたいなと、これはもう柏崎で研修をやっていて、僕の方も数百回くらいやっているんです。それを1時間なり何なりで簡便に話をするというのは非常に難しいと思うんで、骨子だけをお話しします。お配りした資料の中で、私が言いましたように昭和31年に原子力研究所ができて、環境の問題をやっているんですが、当然そういうような原子力を開発するというふうになっていくと、中央防災会議というのがあって、ここに書いてありますように防災基本計画というものが出されるわけです。31年にできたからといって、すぐ出たわけではないので、その間かなりの時間があるのですけれども、そういうようなことで私自身も東海村の原研にいたわけですから、そこでの原子力防災計画なんかにも御相談にあずかったし、防災訓練の一番初めのにも参加しています。

その中で見ていくと、今言ったように原子力が開発されてから、原子力防災計画というのはできているんですが、その後改定されているんです。それはここに出ています。内容は省略します。通産省が1963年6月、それから同じく自治省の消防庁が12月、それから67年6月に科技庁、それから原研というようなものをやっています。これらの中身について、私もいろいろやっているんですけれども、現実には当時は原子力発電所というのは安全であるという前提に立っていますから、今役所の方がいろいろなことをおやりになって、いろいろなものをおつくりになったけれども、必ずしも現場の実際というものよりは、外国のデー

タであるとか、いろいろな知恵を絞って書いたというのが実際だというふうに私は思っております。

それで、今から見ると原子力発電所ができたのはずっと後ですから、いわゆる当時の防災計画書というのは大規模な原子力発電所の事故というものを経験や何かに基づいていないわけです。我々原子力研究所や何かの連中が色々な勉強をして、外国へ行ったり何かして、そういうものにやってきたというのが実際です。ですから、トータルとして原子力防災計画書のやつをこの60年代までを見ていた時に、私が思うのは、この1の「はじめに」のおしまいの3行にあるように、「原子力防災、特に環境に及ぼす影響については、原子力関係者では関心の高まりは無かった。よって、自治体の原子力防災計画の見直しは、ほとんど行われていない状況であった」。それがいわゆる原子力船「むつ」、皆さん御承知のように漂流しましたけれども、放射線漏れがありましたと、それでもって昭和53年ですから78年、この経緯を見ていると十数年以上、この時、原子力安全委員会ができたんですけれども、その時に初めて原子力発電所と周辺防災対策専門部会、それから「緊急技術助言組織」というようなものが組織されたということが実態です。この時も私が思うのには、この原子力防災は「むつ」でもって一つは日本の転機があります。というのは、船が出てあちこち寄港するの、それができない。その時の防災問題というのは非常に問題になったからではあるんです。

そういうふうにして実際に「むつ」の問題が起きた時に、政策上の大幅な変更があったんですけれども、率直に言って私はその間に東海村の村会議員も1期やりましたけれども、地方自治体の中で原子力防災対策というものは、余り変わっていないんです。誰がいい、誰が悪い、国がどうだ、自治体がどうだというんではなくて、その時代のときの原子力防災に関しての、私は50年歴史の中で見てきた中で、この「むつ」というものが一つの転機ではあったけれども、必ずしも地方自治体がそれについて積極的であったとも思えないんです。

同じことが住民の側にも言えます。原子力を60年代というのは原子力について賛成、反対という論が非常に盛んに起きたわけです。それで、その人たちと語っていて、原子力防災の話をすると、おもしろいことに両方とも原子力防災に対して関心を示さない。理由。推進の人たちは、原子力は安全だと国が言ったから誘致したんじゃないかと。安全だというものならば、防災なんか要らないじゃないかと、こういう言い方です。それから反対な方たちは、原子力発電所というのはあるから防災が必要なんだと。我々は原子力発電所というものを否定しているんだから、それをあえて防災をやるという必要はないと、こういうのがそのときの雰囲気です。従って、自治体を含めて住民の中でも原子力防災というものについて、どれだけ真剣に取り組んだかということについては、私は率直に言って必ずしも十分ではなかった。しかし私たちがいた原子力研究所の中でも、原子力防災といったのは我々のいわゆる環境、保健物理部というんですが、今日も仲間の一人が来ていますが、その方は放射線を測定する方、僕はモニタリングする測定や何かのことをやったんですけれども、そういうところにやっていて、実際に原子力防災というものがより現実味を帯びたのは、いわゆる1979年、昭和54年のスリーマイル島の原子力発電所なんです。

もう既に20年以上たっているわけですが、私もこの事故の後、5日目に現地調査に行っていますので、いろいろ言えますけれども、とにかくそのときに国の原子力安全委員会は、ここに書いてあるようにTMI、スリーマイル・アイランドの事故調査特別部会というのをつくりまして、いろいろな委員会をやって、そして再点検をして、防災体制の急速な再点検をして、そして防災計画自体が改正されています。改定されているのがいわゆる1979年の「緊急技術助言組織」というものができたわけです。そして中央防災会議にかけて、そし

てここのところなんですが、「原子力発電所等に係わる防災対策上当面とるべき措置」と書いてある。「当面とるべき」というのは一般的に皆さんはどうとりますか。「当面」というのは役所やなんかであるんですから、数年というふうに考えてもまあまあいいと思う。現実には数年というのはもう10年、20年かかっています。現実に20年です。部分的な修正はありましたよ。だけれども「当面」というようなことは約20年間大幅な変更はなかったというのが事実です。

そして、この後なんですが、柏崎市が副会長をやっておられる全原協というのがありますが、全国原子力発電所所在地市町村協議会というのがあるんですが、そこでいつも言われているのは、中央の組織の依存度というものをやる場合です。だから原子力防災対策というのは霞ヶ関なり永田町なり、そういったところが主体でやるというようなことを当時でやっていて、そのときのこれがいまだに生きています。国の緊急時の技術助言組織は、緊急の現場対応の必要な防災活動に間に合わないのではないかという質問を我々はしたんですけれども、そのためにこれが変わらないというのは、防災対策を重点的に行う地域、それを原子力発電所を中心とした半径8ないし10キロと、この時点で定めているんです。それで、その理論的根拠というのは当時はっきり国の方も説明しておりませんでした。というのが実態です。

そして、全原協の方がそういう状況であるのならば、万一事故が起きたときの対策は、国が一元的に責任を持つべきであるというような風潮がありました。私はこれが当時から一元的というものについて非常に疑問を持っております。つまり、中央の霞ヶ関で一元的に地方の地域の防災対策ができるかというのが私の疑問でした。それでも、とにかくそういうような体制ができて次にチェルノブイリ、チェルノブイリは御承知のように、1986年チェルノブイリの大事故が起きました。世界中が汚染された。日本の輸入食品も放射能をチェックするというようなことがありました。そして、1995年にいわゆる「もんじゅ」の問題があった。

こういうふうにして考えてみて、このときも防災計画書が部分的に変えられているんです。しかし8ないし10キロというものは変わっていません。そういうふうに変わっているんですけれども、あれだけの大事故で様々にやって色々論じられて分厚い報告書、ここに今、本も持ってきていますけれども、にもかかわらず率直に言うと、地方自治体がそれについてどれだけ真剣に取り組んだかということについては、私ははっきり自分の責任で言いますけれども、必ずしも対岸の火事でしかなかったと。自分たちの問題としては本当に真剣に取り組んで、批判はしますよ。ああいうような事故が起きたらば、ここにも本がありますけれども、例えば美浜の事故が起きたらば、日本国中、汚染されてしまって、死人が何人出るというようなことは書いた本が出る。しかしそういうことの試算はできても、現実に柏崎なら柏崎、美浜なら美浜、そういったところに着実に起きる事故というものを現実にとらえて、さっき言ったクールですよ、現場に即した論議というものは僕はやられているとは思っておりません。批判書はたくさん出ています。僕も読んでいます。そういうようなことであります。

そこで、いわゆるここでトータルで言うと原子力防災対策を重点的に行う地域を、原子力発電所を中心として半径8ないし10キロというのは、理論的根拠が不明確じゃないかと。 国は原子力発電所の安全を保障したのだから、万一の事故に対して国が一元的にやるべきだと、こういうふうに言って、それがそのままチェルノブイリにも、事故の規模が全然違います。僕はスリーマイルの現場へ行ったんですが、チェルノブイリとスリーマイルと事故がけた違いに違います。それであっても、結局国も自治体も実質的な変更がなかったと私は断言できます。そして今日はもう時間がないから急いで言いますけれども、本当に日本の原子力 研究所が地方自治体を含めてまともに組んだのがJCOの事故です。JCOの事故は、皆さん、ついこの間のことです。だから御存じだろうと思うんですが、あれは原子力発電所ではありません。私も東海村に住んでいたし、私の住んでいるところから何キロかのところなんですけれども、あそこで確かに亡くなられた方がいるんですけれども、あれは原子力発電所ではない。

それで、そのときに急いで国は立ち上がって、原子力防災の見直しを本格的にやったというのは、JCOの事故です。そして、でき上がったのが皆さんの御承知のオフサイトセンターです。オフサイトセンターができて、それから例えば中性子の測定器を配分するとか、いるいろなことをやり、国の防災専門官ができてというようなことができたのは、JCOの事故だというふうに考えていいわけです。ではそうするとJCO事故というのは一体どういうものなのか。原子力防災の今言ったクールに考えて、柏崎市なら柏崎市にとってどういう存在で、どういう人たちが、どういうときにどういう役に立つかというような論議というのが、僕はさっきからいろいろな皆さん御質問をいろいろなことホットな話をなさっているけれども、私自身とすれば、そういう問題というのは皆さんのどこでどういうふうに論議なされているのかなというふうに私は思っております。

そういうことで、平成12年に原子力災害対策特別措置法というのができて、そこの中で幾つかありましたけれども、何が見直されたかというのはたまたま今、オフサイトセンターのことを言いましたけれども、地域防災計画作成マニュアルの見直しと、原案の作成、それから防災基本計画の見直し、原案の作成、それから原子力事業所防災業務計画の作成、オフサイトセンターの建設というふうに言ってあります。その中でいるんですけれども、この四つの中で、私が冷静に見て原子力防災計画について現実的に非常に調べてつくったのは、電力です。電力はやりました。しかし、そこに大きな問題が出てあります。しかしやったのは事実です。

そして僕はもうあちこちで講習していますけれども、原子力防災というのは地方自治体にとっては大体、消防防災課が担当するわけです。そこの方々がやっているけれども、さすがに消防防災課の方たちは、自分たちの県あるいは市町村の防災計画書を全部じゃないけどごらんになっている。だけれども、県にしろ市町村の中のほかの人たちが、自分たちの防災計画書をごらんになっている方、非常に少ない。ところが緊急時には、その市町村のあるいは県の職員が全部動員されるわけです。これをどういうふうに考えたらいいかという問題です。したがって、市町村やなんかでつくったり、県やなんかの防災計画というのは非常によくできている。だけれどもそれが現実的に役に立つものであるかどうかというような検討というものは、私は残念ながら電力がやっているものよりは低かったと思います。だから僕は電力のやつがいいと言っているのではないですよ。これから問題どんどん言いますけれども。

それから、オフサイトセンター、もうここにいらっしゃる方はよく勉強なさっていらっしゃる。さっきの非常にレベルの高い話ですな。私もわからないことが随分ありました。だけれども皆さんやっているのでオフサイトセンターをごらんになっていらっしゃるし、あそこ、地元ですからあそこにどれだけの人がいて、何をやって、緊急時に役に立つかというのは、もう、できて随分あるんだから、十分御検討なさっているだろうというふうに思っております。それが、自分たちの町を守る、市町村の住民を守る一つの仕事だろうと。地域の会の一つの仕事じゃないかというふうに思っております。

そういうふうにして考えていって、私がやるのは事故想定なんです。これから電力の問題 に入ります。事故想定は、さっきから言っているように、8ないし10キロといっているの で、皆さんのお手元にこういうのを多分配ってあるはずです。これを見ていただきたい。原子力発電所が7基あるからですけれども、基本的にもう電力の方がいらっしゃるから、原子力発電所1基に対して、いわゆる事故を想定して国の審査を受けるわけです。国が審査をオーケーしてやるんですけれども、二つの基準があります。一つは重大事故、もう皆さん十分御存じだろうと思うんですけど、科学的に起こり得る原子力発電所の事故、これが重大事故。それが起きたときにこれから出てくる放射性物質の周りに与える影響というものが、これが皆さんの住民のいるところですから、その人たちにいる人たちの影響を与えるのが、有意な影響を与えないように安全対策をしろというのが原子力発電所の問題です。しかし、そのやるのは重大事故。

そうすると、この東電さんのあれはどうかわかりませんが、これが大体 1 からないし 1 . 5 キロぐらい、これは長いんだからたくさんあるけれども、つまり一つの原子力発電所に対して 1 ないし 1 . 5 キロくらいというのが、原子炉の形や何かによって違いますよ。地形なんかで。大ざっぱに言ってこれが重大事故なんです。とすれば、防災対策が要らないということになります。ところがそれでは住民はおかしいでしょうということでやって決めるのが仮想事故だと。仮想事故というのは、科学的にこういう文なんかであっても、それではおさまらないだろうということで、これは発電所によってもう専門の方がいるから、どのぐらいとられているのかわからないけれども、こういう事故の放射能が出て、事故があったときに、これが約50倍ぐらいになったら、仮想事故だというふうに考えるわけです。そうすると、防災対策というのはここから出てくる放射性物質が、今言った重大事故なら若干出てもこの中でおさまってしまうだろうと。だけれども、仮想事故でやればもっと大きくなるでしょうと、こういうふうになるわけです。それがこのポツポツのやつなんです。

この上にこれが原子力に批判する方たちと、いわゆる電力や国との違いです。 3 番目は、いろいろなことがあるけれども、過酷事故というのがあるよと。過酷事故というのが今言ったチェルノブイリみたいなやつがあるよというふうに考える。そうすると、これの仮想事故でいって、こういう計算をいろいろやったわけです。これは福島県でやったんですけれども、このポツポツあるのはいわゆるこの影響があったときに、このところの放射線と放射性物質はどう拡散するかということを点にしているわけです。これは、重大事故でやったらこれ敷地の中で出てこない。ところが、仮想事故でやるとこういうふうになる。こういうものについて実際にこれ福島県のやつなんでけれども、新潟県でやってくれといってもなかなかやってくれないから、これ、講義で使うとなぜ柏崎でやるのに福島のを使うんだと、やってくれないからです。

で、こういうようなことで風向・風速・大気安定度、そういったようなものを含めているいるやっていくわけです。だけれども、国の方では過酷事故というものを一応考えていないと。私がクールと言っているのは、では少なくともこのときに一体、柏崎市の防災体制はどうなっているのかということが、僕は現実的な問題でしょうと言っているわけです。これについての理解とこれについての具体的な批判をするようなことが、僕は勉強会じゃないですかと。私は柏崎市長にもう3年ちょっと前に言って、そういうようなことを現実的に勉強していきましょうということを何度も言ったんですけれども、率直に言うと県の方では取り上げてくれなかったわけです。なぜ。いわゆる防災というのは安全を否定するんだから、防災の研修は必要ないと言われたわけです。だけど今は違う。そういうようなことで、私は柏崎に非常に感謝した。日本でこれだけの住民や消防団のことの研修をやってくれているのは、柏崎及びその周辺だけです。これを地方でやろうとしてもなかなかできない。

とにかくこれでやるから、そうしてやるとこういうものが出てくるわけです。そうすると このいったときに避難場所がどこで、避難道路でどうで、これがいわゆるマニュアルです。 こういうものができ上がって防災計画というものが立ち上がるんじゃないですかと。これは 避難建屋です。避難建屋に皆さん言っているのはこの建屋を見てください。今、窓が二つあ る。原子力防災で避難したときに窓から離れると書いてあるんだけれども、一体どういうも のかということになると、これはもう僕たち20数年前にですけれども、福井県でやったや つです。福井県はもう既に5回やっていますけれども。というのは、建物が新しくなってい るから。だからそれでもって、これは放射線の遮蔽効果というものがどのぐらいあるかとい うようなことをやって、そしてこれはたくさんあるんですよ。そういうふうなことをやる。 つまり、こういう防災対策というものを考えていくというのが、僕は本当の防災に対する関 心ではないかということを言っているわけです。そして、そういうふうにして考えていくと、 なぜ僕がここでもって今度の美浜の問題なんかもそうなんですけれども、あの評価というの はもう既にこの前お配りしていますけれども、今日配られた一番後ろの題、表1です。表1 についてこれをやると、こういうことになります。原子力発電所は、今、言ったように60 年代では、私たちが幾ら原子力防災といっても誰ものってくれなかったんですけれども、私 はそのころ言っています。ここに原子力発電所があるというのならば、当然事故が起きると いう前提に立ちましょうということを言っていたんです。

ここに「事故時の放射線量と防災対策早分かり表」と書いてありますけれども、これを一 覧見ると、一番左にいわゆる原子力発電所がある。その隣で事故の異常な事態が発生すると いうのがこれになるわけです。そしてそれが事故である以上、ここでは地震やなんかと同じ で、いろいろなグレードはあるでしょうと。今度の台風やなんかのこともあるんですけれど も、普通でやれば地震ではマグニチュードがある。マグニチュードが0から7まである。原 子力発電所についても、0から7までのランクがあると。ここに書いてあるんですけれども、 7というのはチェルノブイリなんです。それで5というのがスリーマイルということになる。 というふうにしていくのならば、こういうような0からやっていくと発電所内の事故があ る。これが今まで否定されたのが、今はもう事故が起きているということになれば、このと ころを0から7までやって、これは放射線あるいは放射性物質はたくさん出るんだから、こ こに当然影響が出るわけです。この影響というのは紛れもなく原子力の事故だから、放射線 の事故です。この放射線の事故というのは、皆さん御承知のように、病院へ行ってエックス 線を撮ったりなんかすると。それからJCOの場合はこの部屋の倍ぐらいのところで60セ ンチくらいのタンクの中で無謀なことをやって、そこにいた人が亡くなったということがあ るんですけれども、そういうようなことであって、この影響というのは、7のときにはどう いう影響があると、0のときはどういう影響があると、こういうようなものにつながってい かなければ評価ができないわけです。そして、影響があるからこそ災害になるわけです。災 害を並べたら防災なんです。このプロセスを十分考えないでもって、原子力発電所事故で僕 は今度、防災で皆さん何をやるかと、今度、防災訓練やるわけです。皆さんが一番関心があ るのは二つ。

一つは情報の収集と通報・連絡、情報の問題。そしていまだにおやりになるけれども、コンクリート屋内への退避、それから避難、これが防災対策です。さて、この情報というのはまさに今言っている事故のときのこれ国際評価基準でこれを見てください。この中で一番下のところに0から7までありますけれども、異常事態というのは0から3までを言うわけです。4から上が事故です。その隣にそのときに出てくる放射性物質の量がこういうふうに書

いてあるわけです。つまり、この下の3のところまでは異常事象だと。これがあれなんだけれども、この場合にこれは住民のためにつくった表です。事故の場合には三つあって、原子力発電所がある。そうするとこれが今、敷地境界だとする。そうするとここに原子炉建屋がある。今度美浜のあれもそうですけれども、これを大きく言えばこちらが原子炉の建屋、こちらがタービンルーム。最初のころ美浜の事故の時は、あれは原子力事故じゃないと言ったんです。理由は、ここは原子力発電所の原子炉、こっちはタービンルームで放射能がないんだと、こういうことを言ったんです。

だけどそうじゃない。それが僕は今言ったけれども、これは全体として原子力というのを考えて、あれは維持管理上の問題ですから、そういうふうにしていったときに、この原子炉の安全性を考えるのは国際評価基準の基準3といいます。それからこれ、中で働いている人たちの人の問題というのは基準2です。この表というのは、冒頭に言ったように私が言っているのは、周辺の住民なんで、ここのいる皆さんのところが基準1という国際評価基準なんです。ここに書いてあるのは全部、国際評価基準の1ということで、住民のことだけを考えているわけです。私の話が一般論によって拡大しないというのは、柏崎の住民の人たちにとって何が一番必要かといったら、地元の市町村なんです。JCOの事故のときもそう。スリーマイルのときもそう。事故が起きてそれが県なり、東海村で事象が起きたときですけれども、一番早くやったときは県もだめ、国もだめでした。それからスリーマイルのときも同じことです。いかに情報というものが円滑に伝わるかということの難しさ、これはこの間の台風の情報のあれだって、皆さんおわかりだと思う。非常に難しい。問題がある。だからこそそういうことを真剣にふだんから、それが防災訓練だろうというふうに思っていて、それは今の情報というのは、これを全部ひっくるめて情報なんです、0から7。

避難とか何とかというのは、この国際評価基準の6から7なんです。それで防災訓練でやっている6とか7をやるわけだ。ではその間どうするのかと。一番発生する可能性というのは、今までの事故例やなんか出てみても、もんじゅのことやなんかも含めて言っているけれども、大体4からJCOの場合は5ですけれども、下の方なんです。これもちゃんとやるのは防災対策なんです。それで僕はさっき言った、市町村やなんかの職員の方たちでも、県の方でも、担当の防災課とか原子力の人たち以外の人たちは、防災訓練のときには引っ張り出されるけれども、紙に書いた任務によって動いているだけです。それではおかしいんじゃないですかということを言っているんであって、この中でもってこの後ずっと出てくるのは、このときの数値をやると長くなりますから、さっきの話も数値がいっぱい出てくると僕だってわからなくなってしまう。

だから数値はやめますが、つまり市町村というふうに考えていけば、これから私の今日の結論で、時間のことがあるから省略しますけれども、私の言っているのは、こういうような場合ならば、6ページです、市町村の原子力防災活動というのは、今言ったように国際原子力事象評価尺度、これはINESと我々は言っていますが、その基準の1、さっき言った敷地の外、住民のレベルの0から3までの事象に対して、市町村はみずから積極的にあらかじめ作成した防災マニュアル、つまりこうしたたぐいです。これは福井です。これは福島県。で、これは平面図を皆さんでやって、側面図をやって、そこの壁の厚さ、窓の大きさ、放射線の遮蔽効果、そういったものを全部やって、そういうようなマニュアルをつくっていくとするのならば、このところのやつと避難やなんか、これは必要ですよ。大いにやるべき。だけどもそれだけに集中していくことについては僕は疑問があるといっているんです。そういうふうにしていくのなら、むしろ現実的な問題として防災訓練をする一つの視点でいうのな

らば、こういうところの中でこれは8ないし10キロと、皆さん単純に言っているけれども、これはもう20年も30年も前からこの理論的根拠はないと書いてある。だけどいまだにこれ使っているんです。

僕はこの理論的根拠はあります。それで言うんだけれども、これが8ないし10キロだというのならば、これは僕は講義であちこち、京都に行ったり北海道も九州も行って質問が出るんだけれども、この近くに住んでいる人たちと、ここにいる人たちは防災対策は同じなんですかという質問を受けるわけです。さっきのこの線量のやつを見ればわかるように、放射線というのは山があったり家があったりなんかするから検出できませんから、ですけれども仮想事故で言えば、原子炉の大きさなんかによるけど、大体5ないし6キロくらいまでというのが、これがこういうやつがあるんだけれども、風の向きでこちらになったりするけれども、全体としていけば大体5ないし6キロぐらいというのが放射線の高いところになるんじゃないかと。そこにおいてもいわゆる屋内退避をすればいいと、コンクリート屋内退避とか避難するというようなことにならないということがある。

だから、では少なくとも5キロなら5キロの間の避難建屋の建物はどういうふうになるかというような、こういう調査をやるべきだろうし、そしてそこのときにこういうふうに行くんだったら、避難経路はどうであるかというマニュアルがなければおかしいでしょうと。これを5ないし6とこう来れば、計算の仕方が僕たちはこれ、今やった計算、大分前のものですから、今コンピューターやなんかができて、少し変えなければいけないということで我々やっていますけれども、大ざっぱに言ってAゾーンというのが、重点的によりここにいる人たちに役に立つような、ちゃんとした調査マニュアルをつくったらどうですかと。その次にこのBゾーンがあって、それからCゾーンというようなものをやってもいいんじゃないかと。これは一つの考え方ですから、これを決めるには皆さんがいろいろ御検討なさっていただかなければならない。そういうふうにしていろいろな計算をコンピューターでやると、8ないし10キロというものは、それなりの理論的根拠があるでしょうというふうには思います。

ただ問題は、それならばそれに対してどういうふうにしてやればいいんですかというようなことが、次に書いてあるわけです。原子力防災対策の具体案というふうに書いてあるんですけれども、これが結論になってきます。上記のようなゾーンの区分をしたとき、緊急時に予想されるいわゆる放射性物質の拡散や、地域の行政、市政条件等に区分されるよと。各ゾーンにおける防災対策について、以下の項目についてゾーンごとに具体的な案をつくったらどうですか。そしていろいろ皆さんが情報の透明というふうにおっしゃっているんだけれども、私は繰り返し言いますけれども、防災だけのことに限定して言うと、原子力防災について情報とは何なんでしょうか。原子力防災の情報というのは基本的に事故が起きて、建物から出てくる放射線の線量、あるいは放射性物質の量、この量なんです。この量がどのぐらいの放射性物質が出て、どっちの方に行ったかという情報がいわゆる情報なんです。

それはいわゆるレベルで言えば市町村という限られた中で処理できる問題です。それは市町村だけではできない。役場だけではできない。それで、この情報を得るのにはどうしたらいいかというものは現実の問題としてあるでしょうと言っているわけです。この場合の、これが皆さんが意外にいろいろな難しい話はするけれども、環境の放射線とその拡散の問題と対策についての勉強をなさっていない。この放射線や放射性物質というものは何であるかということを今研修でずっとやっているわけですけれども、その情報をどのぐらいかということを理解する必要がある。それがさっきの表のやつなんです。研修で言うと柏崎ならばもう皆さん十分おわかりでしょう。平均して0.05mSv/hだよということになるわけです。

防災対策をとってオフサイトセンターができるのは、500、10倍、100倍、100 0倍、1万倍、これでオフサイトセンターができるんですよ。というようなことをやって、 ではその情報をどうするのということになると、これも僕は今、いろいろあるんだけれども、 今、シミュレーションがあって、こういうふうに拡散していくということを今計算でできる んです。計算のやり方難しくなるから言いません。だけど皆さん気象予報を知っているでしょう、当たるとか当たらないとか。あるいはアメダス使ってやっているとか。それはいわゆるアメダスの場合、気象衛星から出てくるデータです。でもあの気象データでやるんだけれ ども、それは新潟県の柏崎市とは言わないわな。新潟県なら新潟県という、あるいは上越と か下越とかという形になる。それはなぜか。こういうところでもってやるときに、この測定 する気象のいろいろなデータ、風向・風速とかいろいろなデータに基づいてシミュレーショ ンするんです。ところがあの気象の予測というのは、狭い範囲はできないんです。

原子力研究所で開発したやつでも、いろいろな精密な調査をやっていますけれども、少なくとも皆さん、ビル風なんていうのは東京へ行くとありますけれども、今、8ないし10キロと言いました。この8ないし10キロだけれども、そこの地域から、例えば柏崎市役所までどのぐらいあるか、6キロか8キロか知らないけれどもある。今の気象予測でやっていくと、大体数キロ以内に1点ぐらいなんです。そういうところの、例えば今10キロとすると、極端なことを言うんだったらば、気象のデータをやるんだったらば、この距離というのは数キロぐらいなんです。そのやつに基づいていろいろな気象の分析をするわけです。ところが、それでは例えば2キロとする。2キロとしたらば2キロ、2キロでやったらば幾つの測定点ができる。

今、柏崎市で電力さんが持っているのは環境の放射能の測定をするのが9点です。それで、平常時に測れるやつが恐らく10か20ぐらいです。だけれども、皆さんここのやつの本当に必要なのは僕はさっき言ったビキニへ行ったり、気象庁のいろいろなことをやっているんだ。普通でやったらば大体500メーターメッシュぐらいに測定していなかったらば、ちゃんとした分布が出ないんです。とするんだったら、500メーターとして10キロだったらこれは20要るんです。こちらに20要る。400点なかったらだめなんです。でもそんなにやる必要はもちろんないですよ。人もいなかったりなんかするけれども。少なくともこれはいろいろなシミュレーションで、コンピューターでやれば何でもリアルに出ると思ったら、もう気象予測なんて100%当たっているわけです、そうじゃないでしょう。

だから、そこで今日の結論なんですけれども、皆さんにとって情報が必要だというのは何かといったらば、環境の放射線の測定、放射能の測定なんです。そこで私が市町村と住民というのは何を守るかといったら、住民を守るんだから、私が消防団なり消防団のみでなく、コミュニティセンターの人たちに研修をやっているのは、そういう人たちに簡単な測定器は今、あるんです。これを僕は国に買って配ってくれといっても国の方は買ってくれない。いまだにだめですよ。我々のこの中で研修を聞いた方、いらっしゃるかもわからないんですけれども、ガンマ線の簡単な測定器が1台10万円ぐらいであるんです。それを僕に言わせると柏崎で言うのならば、14分団あって1,200名の消防団員がいるわけだ。この中の14分団の人たちに、これ皆さんお仕事をしているから、消防団システムを使えるとも思わないんですけれども、今どこのコミュニティセンターへ行っても研修をやると割と高年配の人がいるわけです。防災訓練をやって避難をやる人、みんな老人だけです。そういう人たちでもできる。

だから、私たちはこういう消防団、例えばコミュニティセンターの人たちで、住民が自分

たちの測定をやれば、自分の今ここにいるところの放射線の量がわかるわけだ。バックグラウンドが今言った 0 . 0 5 の何倍かというようなことをそこでやれば、自分でわかる。これが情報の伝達ですよ、自分でわかるということ、自分で測定すること。ただし、その測定でもって勝手な行動をしてはいけない。ここにある有名な人の書いた本があるんだけれども、これは僕はある方にも言ったんだけれども、風の風下、風向きをやるためにそれを自分で目で見てというけれども、そんなこと、とんでもない。気象なんてそんな簡単なものではないんです。そういうようなことを考えていけば、皆さん、防災訓練というのもそういう簡単な測定器を持って、それで研修をやったり勉強したりなんかして、そうすれば測定点が多いから、そのデータをそれこそオフサイトセンターでもいいし、市町村でもいいし、そういうシステムをつくらなければいけない。

だから、測定する人というのは簡単な研修でそれは数時間でできるから、人。それから測定点は多いほど必要だから、測定点を多くする、そのための測定器をやる。そういったことは市町村の役所の問題ではないんですよ。そこを中心にして住民の皆さんがやる。これが僕は本当の住民参加だろうというふうに思っている。そういう努力をしていって、そして色々な調査事項をやったりなんかするというようなこと、それでこういうマニュアルをつくっておくということで、避難だけではなくて、それで実際にそれが役に立つのか立たないのかといったような訓練をやるのも一つでしょうというようなことで、ちょうど1時間ですか。

新野議長

そうですね、1時間ですね。

亀田理事長

ということで、私の話は繰り返し言いますけれども、実際に経験してやったことで、現実にできること、そしてやはり「住民」という言葉を使うときは、住民が一緒に動くんだということでなければ、「住民」という言葉は僕は容易に使えないなというふうに思っています。 一応話はこれで終わります。あと御質問なり何なり受けます。

新野議長

要領よく御説明いただいたかと思うんですが、はい。

高橋委員

素朴な質問なんですが、今、亀田先生が新潟県でそういうマニュアルというか地図をつくりたいんだけれども、新潟県はつくらないと言われましたよね。

亀田(NPO原子力地域防災支援センター理事長)

ああ、これね。

高橋委員

ちょうど新潟県の方から来ておられるんで、その理由は何かあるんですか。どうかお聞か せ願いたいなと、そういうことですが。

飯吉主任

担当ではないのでわからないんですが、実際そういうやり取りがあったのかもちょっとわからない。

亀田理事長

柏崎市は、本当のこと言って新潟県は随分早くやっているんですよ。昔だから、これできる前だから、そのとき僕も頼まれて新潟県、本当は早くやったんです。発電所ができるのは遅かったけど、その調査は割と早くやっています。それで雪が降ったとき、これ全部、県の土木の人がやって、今と違うけれども避難道路、そこは雪が除雪できるか、しないかという

ような調査までやっているんです。あれがもう20年ぐらい前なんです。申しわけないけど人が替わるんだ。道路のこともあるし実は建物の、ここまではやっていないけれども、新潟県の記録はありますけれども、本当は随分いろいろ調査をやっていますよ。ただそれを継続して次の人に引き継いでいかない。それでそのことは市の方でずっとそういうようなことをフォローして、県の方にもそういうことをやるようにお願いしていても、私はこれは新潟県に限りませんけれども、一番僕は全国回ってやるのは道府県と市町村とのいわゆる温度差です。やはりどうしても地元の市町村の人たちの原子力防災に対する感覚と、離れた県で、そこが金を持っているわけでしょう。原子力防災だけが今さっき言ったように、事故が起きるという前提に立っていないときがあるから、新潟県も当初随分やっています。ただし今はしばらくごぶさたされています。

宮崎委員

ちょっとお伺いします。先ほど防災に関しては、住民の関心が薄かったという話がありまして、さも防災は住民とか地方自治体が関心を持ってやれば、もっと進んでいたんだろうというような話をちょっと聞いて、これについては私、先生は大評論家ですので、ぜひお聞きしたいんですが、スイスというのは原子力発電やっていますよね。これは行ったことがないですが、聞いた話では原子力だけではないと思われるんですけれども、国内にシェルターが置いてある。各市にシェルターをつくってありまして、そのシェルターは非常に軍事的にも使えるものらしいんですが、前に私はちょっと聞いたんですが、シェルターであれば換気装置もあったり、水が備えてあったり、相当な堅牢なものでつくられているというふうに聞いていましたけれども、あのシェルターは地方自治体がつくったとは思えないんですよね。国家、スイスという国がやはり原子力発電をやる以上は、国民を守らなければいかんという、もう原子力発電を開始するそのセットにして始めたと私は思われるんです。

今のお話を聞いていますと、日本は何で。私は実はお願いしてきた一つなんで、いっぱいあるんですが、ヨウ素剤の配布の問題がある。これ一つ考えても、原発ができたころは多分新潟県庁とかなんかにあって、地方に置いていなかった。私は何度も何度も要求してそのうちにでは市町村に置きますと変わってきた。大体原子力をつくる責任者がこれ防災の問題をもっと積極的に打ち出すべきというのが私の考えなんですが、先生の評論家としての立場で、日本の進め方はスイスと比べてどうなんでしょうか。こんなことでいいんでしょうか。

亀田理事長

私は評論家ではありませんで、私は評論家、大嫌いですから。スイスの話は、これは僕もスイスへ行っていませんけれども、アメリカへ2年行ったんです。シェルターというのはあくまでも軍事用です。御承知のようにスイスはみんな皆兵ですから、あそこは周りからいろいるなところへやるから永久武器を放棄するというけれども、一番スイスが、僕はもう昔やったんだから不正確かもわからないけれども、核戦争を前提としてそういうものをやったんです。国がやったということです。アメリカでもあちこち、今はもうなくなりましたけれども、ここのマークがついたのは私がいたころは随分ありました。あれもやはり冷戦時代の核戦争というものを前提としているのであって、原子力発電所の事故に対応するものでは全くありません。スイスにおいてもそうです。

核兵器と原子力発電所の違いというのは、僕は冒頭に言ったんだけれども、ビキニに行ったときに、あれは核爆発するから全部でやったんだけれども、押さえ込むということでやるから、私は原子力の事故というものに対して、いわゆるシェルターをつくるなんていうことは必要ないと思っています。ただし、今、言ったように避難建屋、コンクリート屋内退避と

いうものはどういうものでどれだけのことをやるかという調査は必要だろうと思うんで、今、 非常にいい、いろいろな建物ができていますから、それをやる必要はあるけれども、シェル ターやなんかというような問題はない。これが第1点です。

それから、もう一つおっしゃっているヨウ素剤なんですが、ヨウ素剤はまさに僕が今、言ったこれなんです。ヨウ素剤というのは御承知のように、あれは放射性のヨウ素が入って甲状腺にたまっていくということであるんだけれども、副作用があるよということなんです。あれは薬事法でもって、ヨウ素剤を飲むにはちゃんとした医師の了解がなければできないんです。だから市役所に置くとかなんとかというのは、そういうふうに置いて、やはりそういう薬剤師の了解なんかを得るといったようなことでなければ飲めないからだったんだけれども、こっちにやるんだけれども、小国のように全部配ったことがあって、私はあれは反対。

ただし、ヨウ素剤というのは事故が起きたときに先に飲むと効果があるんです。時間がた つに従って効果が減ってくる。だから迅速に配る必要はある。だけれども、あれはいわゆる 今、確か柏崎はどうか知りませんが、普通2年か3年で交替していくんです。あれが物にく っつきやすいというんで維持管理するのも大変なんです。だから各家に置くということにつ いては、非常にいつ使うかわからないし、3年ごとに取り替えなければいけない。そして下 手に子供が飲んだりなんかしたらば、その問題もある。そういうことで、これも僕の案です よ。あちこちでも見ているけれども、よく病院やなんかに置いてあるけれども、私が今、言 ったように、これも全く僕の案ですから、こういうような原子力防災のミニマムな集団をや ったら、そこにさっき言った測定器、自分たちのいるところの簡単にわかる測定器、それと 例えばコミュニティセンターやなんかということで、人が管理することが要るんでしょうか ら、そういうところにヨウ素剤を置いておけば、管理もできるし取り替えも簡単だし、そう いう先ほどの通報やなんかへ行ったときに飲むのにも簡単だから、僕はヨウ素剤は各家に配 る必要はない。かといって、市役所とかなんとかというと限られたところに全部置いておく というのは、問題だろうというふうに思っているんで、これは僕は測定とヨウ素剤というの は一つによって住民が対応するというようなことは、防災訓練で必要ではないかなというふ うに思っております。

宮崎委員

もう一つの点なんですが、防災というのは原子力政策を進めるんであれば、セットにして 国の責任で行うべきではないかという、このことについてはどうでしょうか。

亀田理事長

当然、私は国の責任というのはどこまで言った、さっき言ったように、全原協が一元的に、つまり全部、安全対策は一元的に国が持てというのは、これは僕は違うと思っているんです。だからセットにするということはもうおっしゃるとおり、私は昔からセットにすべきだと思っている。だけれども、さっき言ったように0から7までの事故と、いろいろな対策があるんです。これはもう、表としてやっているんですけれども、例えば、今、言ったようにこの事故が0のとき、1のとき、2のときというと、ここにやっていくと、例えば県なら県ですけれども、このときはどこの課とどこの課とどこの課がどういうことをやるべきかというマニュアルを、これは京都でつくっているんですが、もう、今、一緒にいる、今日、来ている泉なんですけれども、京都府でもって2年かけてやっています。この5のときはどことどことどことやると、そういうようなマニュアルをつくると。その中でいくと、今言った市町村としての3以下のところであれば、おのずから限界があるだろうと言っている。それを一元的、一元的って言葉だけはきれいだけれども、僕は一元的というようなものは、こういう事

故の大きさとそこの規模、地域のあれによって対応してやるべきことではないか、そういうようなことの防災計画を立てるような、検討をやることも必要ではないかなというふうに思っていますけれども、言っている意味、御理解いただけるでしょうか。

「国」という意味の国は、どこまで言っているのかという意味を私は言っているんです。 国が出てくるというのは、今言った5以上。5以上のオフサイトセンターが動いたという、 これはもう100%国の責任ですから、そのためにあんなに立派な建物をつくっているんで すよ。だからあのことは僕は不必要だとは思いません。必要だと思います。だけどあれがい かに有効に。だって本当にあれ使うような事故が起きるかどうかということを、皆さん考え てみてください。柏崎市では今から確か4年前にオフサイトセンターができたとき、これは 私、頼まれてやったんですけれども、オフサイトセンターをつくるのならどういうものが必 要かというんで、申し訳ない、また県の方に言わなければいけないけれども、柏崎市はちゃ んとしたオフサイトセンターするのなら環境のモニタリングをする、それからこういう研修 をする、会議をする、そういうものに使えるようなものにしてという、ちゃんとした1冊の 本を調査の報告書つくっているんです。それを柏崎市が県に持っていったけれども、オフサ イトセンターは国から県が金をもらってやるんだから、市町村がとやかく言う筋合いはない とそれペケになって、使わなかったんです。だから国ということと、道府県市町村というも のは、この防災対策の規模とか内容とかというものを十分検討した上で、役割分担するので あって、ピンからキリまで国だというふうにはならないと思います。そのためにちゃんと緊 急時の広報交付金だとか、安全対策の金だとかというのはみんな地方自治体に行っているわ けですから、と思います。

宮崎委員

すみません、ちょっとつけ加えて。今の言われた防災の各論は今のお話でわかりましたけれども、先ほどのお話のとおりで、いろいろな事故があって初めてこういう防災施設や防災制度が充実してくるわけですよね。だけどその前にもっとそういう制度というのを国が責任を持って設けたらどうだということはなかったんでしょうか。

例えば、私のこの柏崎の経験で行くと、原子力防災計画というのは赤い表紙で何冊もあったの見たことがあります。だけどこれは原発が始まってからもう何年たったか後ですよ、ああいうのでき上がっているのは。そしてでき上がっても私の目の前にあって、私自身は開かれたこともないし、この防災計画を私の所属長は説明会あったんですかと、私のところはここの本にはちゃんとコンクリート建屋として避難先になっているんだが、しかも指定された町民がこうやってここへ来るようになっているんだが、その町民の数を合計してもこの中へ入らないんだけれども、説明あったものでしょうかといったら、一切ないというんです。

(テープ反転)……トラックを呼ぶとかって、いろいろ細かく規定されているんですが、これ、今度、私の管轄ではないですけれども、そういう方々との説明会とかというのはあったのかというと、ずっとなかったです。いまだにないのではないかと思いますけれども。

だから原発を始めたのなら始めたと同時に、そういうことが行われていていいのではないかというのが私の意見。それを国の力でどんどん進めていくべきではないか。それを住民の関心とか事故のたんびにそれを充実させていくなんていうのは無責任きわまりないというか、原子力政策進める大もとが間違ったというふうに思っていますけれども。そういうところについて先生はどうなんですかということを言っている。

亀田(NPO原子力地域防災支援センター理事長)

これ県内、国の方とやっているんですが、国、国というんだけれども、先ほど説明したサ

イクルとかいろいろな問題の、国の問題と防災の問題というのとちょっと違うと思っているんですよ。国、国というけれども、僕はやはり市町村だって国の一端ですから。それでもってそこの区分が僕はもう、ちょっとわからない。というのは、いわゆる防災計画書というのは国のそういうルールでもってちゃんとつくるようになって、つくられているんです。それが今、言ったように赤い本なんだけれども、それはどれだけ現実的かと、本当に皆さんに説明して理解しているかといったら、僕はさっき言ったように、皆さん、お読みになっていないし、それは現実的にもっと欠けたものが多いよというふうになって。それもさっきから言っているように対象はもうそんな防災というものを、チェルノブイリの事故が起きたときまで、それほど深刻に考えていなかったと言っているんです。国の方は防災計画書の見直しやなんかやったけれども、それも地元の状況を含めて、皆さんの意見の調査を十分してやるんじゃなくて、それを作ってしまっているから現実から離れたものじゃないかと。

だから今、言っていることは、これからどうするかという問題だろうと思う。その中で国でやるべきことといったら、だって皆さん、地域振興やなんかでもって、かなりの金はここに流れているわけです。全国の原子力所在地の市町村協議会というのは、僕はこれはもう今から30数年前に、ここの小林治助さんのときからでもつくるときに僕もかかわったんだけれども、あのときは安全対策と地域振興というのは車の両輪だったわけです。車の両輪であって、両方を一緒にやろうとしたんだけれども、地域振興についてはそれぞれのところも一生懸命になったけれども、残念ながらいわゆる安全対策については必ずしもそのように行かなかったということです。だから、そういうような複雑ないろいろな問題がありますから、それをやっていくとごっちゃになっていくから、今日のところは繰り返し言うけど、僕は市町村にとって言うのならば、もう0から4までの被害が遠くに及ばないと、その間の中で金をかけないでも何ができるかと。ちゃんとした案をつくろうと思えばできますと、測定器。たかが1台10万円です。研修はやっている。柏崎は日本で一番やっていますよ。それでアンケートやなんかをとってみても、非常に皆さん喜んでいただいている。

人の問題は今、解決した。測定器は今買うように一生懸命やっているけれども、買ってくれない。だから僕はそれをどうするかというような問題が一つあります。だから、そういうような問題を解決していけばいいのではないですか。測定点の問題は今言ったようにこういう住民の人たちが自分たちの問題として考えていく。ヨウ素剤もその中に一つ加えていくというようなことであって、そこから先のやつの国の話は今避難だとか何だと、今度防災訓練やるのではないですか。そのときをよく皆さん見ればいい。さっきから言ったように、7とか6とかというようなやつが避難やなんか、建物が人が入り切るか入り切らないか、それから建物がどういうふうになっているか、窓がどうのこうのというようなことだけれども、それこそチェックする必要がありますよ。それは国の問題です。県の問題です。

だって県は国にその金の要求をできるんだから。こういう調査をやりたいと。国がノーと言ったのではなければ、調査をやればいいんだ。そうしたら国と県と一緒になるでしょう。ただし、それは市町村にまでおりてこないんですよ。研修ですらそうですよ。県までのやつを一生懸命、一生懸命言うわけじゃないけども、今は当たり前だけど、柏崎市の当時の担当の人や市長が行って、やっとお百度を踏んだような形でもって研修ができるようになった。そういう意味での国とか自治体とか住民とかというのを考えておいて、住民というものが自分で守るというのが一般の災害にかかわらず、原子力だって同じです。それを私はいろいるな情報、今日今のところ持ってきていないんですけれども、それに対してやはり地域振興に対しているいろ電力やなんかが協力なさっていることがあるわけです。とするならば、僕は

安全対策についてもミニマムなところで、住民の必要なものだったら僕は電力さんも協力してしかるべきというふうには思っています。そのためには、抽象論ではなくて具体的な、このためにこうなんだからこういうものが必要なんだというようなことをやっていく必要があるだろうというふうに思います。

中沢委員

先ほどの話の中に、防災対策を重点的に行う地域を、原発を中心とした8から10キロ圏というふうに、全原協では言っているわけですね。この理論的根拠ということについては、 先生はどのようにお考えでしょうか。

亀田理事長

先ほど言いましたように、当初、これはもう20数年前なんです。あれ、僕は原子力研究所にいたところなんで、あのころはもう非常に難しかったです。つまり事故想定をどうするかということがあって、これはもう距離というのはいつも言うことだけれども、放出量、どれだけの事故のときに放射性物質が出るかということと、あと風向とか風速とか大気安定度とか、それを全部綿密に調査しているわけです。そこで事故想定というのができるよということなんです。それはさっき言ったように、今の原子力発電所の中で言うと、重大事故で、もう科学的に起こり得るというのならば、大体1キロから1.5キロの中におさまってしまうから要らないと、それを仮想事故という50倍にした値でやったときにいくと、大体6キロから7キロぐらいだろう。そのときの安全率ってありますよね。だから安全率をやって、今になると8ないし10キロということをいまだに墨守されているということなんです。それを変えるのはたった一つ。事故想定を仮想事故ではなくて、もっと大きい事故を想定するということがはっきりと決まれば、当然その距離は変わってくるでしょうね。

中沢委員

チェルノブイリなんかの事故の場合は、もうかなりの範囲でもって影響が出たわけですけれども、そういう設定の仕方はやはりこういう場合は考えなくていいんでしょうか。

亀田理事長

そういう質問が、これは過酷事故という形の中で多分出るだろうというふうに思っていて、我々も一番そこのところ苦しんでいるところです。ただし、僕たちが繰り返し言っているんですけれども、段階的に物事をやっていくというふうに言っていけば、少なくとも仮想事故でもってやる防災対策ですら、今言ったようにいろいろな問題点があるんで、それを過酷事故まで拡大してやるというと、これよりまた大変になってくるんですよ。だから、それは国が過酷事故だと、あるいは電力がそういう過酷事故というものを認めて、それに対しては放出量とかなんとかというようなことをやると、これはそれこそ国の責任、電力の責任。自治体の責任ではありません。そういうようなものをちゃんと国が過酷事故を認めると。したがって、そういう計算するとこうなるというふうになったときに、それは問題が出てくるでしょうね。だから私のところは別にそういうような条件をやるような立場にないし、それ以上に私は今言ったように、少なくとも仮想事故というものに対する現在設定されている条件に対する市町村、住民の防災対策とはどうなのかと、防災意識はどうなのかということに集中して言っているということで、お答えにならないかもしれないけれども、そういうふうに考えています。

佐藤委員

このことは、今日の先生にお聞きするのがいいのかどうかというのはちょっとわからないんですが、私もアメリカの防災について視察に行ったことがあるんです。そこではやはり防

災対策にかかる費用は電力会社が負担するということになっていて、考えてみればそのとおりなんで、原発があるから防災対策が必要だということであれば、当然電力がその負担をすべきではないかというふうに思うんですが、その辺についてはどうお考えですか。

亀田理事長

最後に言ったと思います。やはりそういうようなことで、ちゃんと筋の通った。ただこれ問題が一つあるんですよ。今言ったように外国の場合は州によって違いますけれども、原子力発電所をつくったある範囲内の地域の防災については、やはり認可するときの条件になっているんです。それが満たされなければ許可できないという州もあるわけです。そういう例もあるわけです。ただ日本の場合はそうなっていなくて、あくまでも原子力発電所。これは最近の電気新聞にも書いてありますよ。これは電気新聞は電力の代表というんですけれども、やはり日本の電力の基本的な考え方というのは、事故は自分に及ぼす影響がないという前提に立ってしまっているから、そこのところまで考えを拡大していなかったということだろうと思います。今、仮想事故を考えて言ったときに、今言った何キロかになりますわな。それに対してどうするかということで、僕はさっき言ったように、そういうものに対してやはりそれなりの地元の電力や自治体や皆さんたちとよく話をして、具体的に何が必要かというものをよく話をして、必要なものは協力を受けてしかるべきと私は思っていますと言っているわけです。

武本委員

原子力が存在する以上、原発事故というような深刻な問題がついて回るんですね。一般住民は実はこういう話は最初から聞かされてこなかったんです。そういう中で、こういうことも対になっているということを十分周知した上で、原子力を引き揚げてもらうという選択もあっていいんだろうと思っているんです。そういうことをきちんとしないと、きちんというのは防災がかなり大変なものだということを1回みんなに戻す。そうした上でどうするかというのは、やはり今、我々に問われているような気がしてならないんです。ここ10年間ぐらい色々なことが起きてくるたびに、どうもだまされたという思いがすごくしまして、防災をきちんとせいというのは当面のやらなければならないことだけれども、それを完璧にできない以上、原子力から引き揚げてもらうという選択があっていいような気がするんですが、どうでしょうか。

亀田理事長

冒頭にあえて言わなかったんですけれども、私はもう50年原子力研究をやっているんだけれども、賛成、反対論というのはもう嫌というほどかかわっているし、いろいろなところでしゃべっていますけれども、今のおっしゃっていること僕、納得できないんですよ。というのは、現実に発電所があって、それで防災対策についていろいろやっているわけです。だからそれが要らないんだったら原子力発電所、これはね…

武本委員

いや、そういう意味じゃないです。言いたいのは、ここ運転してから20年たとうとしているわけ。19年かなんか来るわけですが、この間、住民参加の防災訓練みたいなのが始まるまで、防災不要論だったんですよ。ところが今そういうことをちゃんとやらねばならんという話になっているけれども、これは後からの説明なんです。だからやらんでいいということを言っているんじゃないんですよ。そこまでやって原子力といつまでも共存しなければならないのかというのは、1回みんなに問い返す必要があるんじゃないか、そういうことを言っているつもりなんです。

亀田理事長

それは皆さんの一つの考え方、思想ですから、どのようになさっても私はそれについてよしあしは言えません。というのは、例えば、でも僕が今研修を一生懸命やっている。そして同じことアンケートがこんな分厚いのを市でつくってくれている、そこに書いてありますよ。例えば、この荒浜、荒浜で何回かやっているけれども、発電所があるけれども、こういうような今言ったようなことをもうちょっと細かくいろいろな資料でやったけれども、こういう話を聞いたのは初めてですというアンケートが物すごく多いんです。だから、私は必要、不必要。だから元へ戻すか戻さないかということは、これは地域の皆さんが決めてください。

私が言っているのは、さっきから言っているように、今あるので、そのことについての事実をクールに話をしていきます。僕は講義をして歩いていますよと。現にここでもって夜 7時から 9 時までやったり、朝からやったりしているわけです。そのときにやったけれども、おっしゃっていることを言っていますよ。なぜつくる前にとか、あるいはつくった後にこういうような今まで安全だ、安全だという講演とか、いろいろな講演会やなんかはあったけれども、こうした具体的な話をしてもらったことは初めてだというアンケート、これは僕がつくったのではないんです、あります。だから今はそれから先の原点に戻って云々ということは、僕はこれはそんな大それたことは言えませんよ。

新野議長

大体、地域の会の最初の協定で、原発のあるなしにはかかわらないという大前提がありま すので、今の武本さんの一応、意見ということでよろしいですか。

渡辺(五)委員

私ども、何かあった場合には色々な情報があった方がいいに決まっているんですが、ちょっと根性が悪いと情報が人より早くすれば逃げた方が勝ちだということになると、もちろん行政とか色々な側からすれば交通規制など、それぞれして、それぞれ、個々、人が勝手に行動しないように、あるいは我々もそういう気持ちでないと、これは大変な混乱になるかもしれないんですが、いずれにしても早くわかれば逃げたくなる気持ちもあると思うんですが、ふだんは訓練はしますけれども、実際にあるというわけではないので、皆さんの気持ちは全然違うと思うんです。昔私らの学校へ行った頃、新潟地震がありまして、ちょうど昼過ぎでしたから、地震で建物が揺れたときにはみんな一斉に階段をバアッとおりて外へ逃げたりしたわけですが、ふだん1年に1回あったかないかちょっとわかりませんが、そういうのがあったとしても、なかなか我々の訓練が日常的にどう役に立てるようになるのかというのは、大変難しいんじゃないかなと。まして親子離れ離れになっていたら一緒になりたいとかとあると思うんですが、そういうのは訓練の中でどんな感じで活かされていくものでしょうか。亀田理事長

今おっしゃるとおりで、僕はスリーマイルの事故のときに行ったんだけど、御承知のようにアメリカは広いから、あのときは別に避難する必要はなかったわけです。だけどもさっき言ったような情報が連邦に行く、州に行くというようなところへもう行かないものだから行って、そこの東海村の村長と同じで、避難の命令を出したけれども、あれは実際には必要なかったけれども、というような問題があるわけです。僕も現地へ行ったけれども、もうそれは広いです。自分で車で逃げるったって車社会だから。ところが日本の場合、これは柏崎はいいかもしれないけれども、どことは言いませんけれども、皆さんこういうところだってあるんですよ。こういう半島があって、真ん中のところにしか道路がない。それでもってこの周りに大体半島というのはこういうところに漁村が昔から生活しているわけです。

これは発電所ができたりなんかして立派な道路ができて、昔の道路なんていうのはこうい うところを飛び飛びに走っているわけです。そこの現実に、僕はそこが現地だというんです。 そこへ我々が車で行くと、バスで避難しろなんていったって、バスがすれ違えない。それで 一般災害なんて途中にトンネルがある。そこでストップしてしまったときに、大変な停滞を しているわけです。そうするとどうするかと、今こういう道路ができたから、ここでこうい うふうに行くんだけれども、そこは小さな農耕用のやつがあるんだけれども、そんなので行 かれはしませんよ。だからそういうふうに考えていったときに、地域、地域という問題のこ とがあるのではないですかということなんです。だから勝手に逃げるとかなんて、ここに今、 槌田敦さんというのがあって、美浜原発3号炉の配管破断事故についてのあれがあって、最 後にこういうことが書いてあるわけです。「原発事故から逃げるが勝ちと、スリーマイル事 故は無知で救われた。それから美浜事故は点検ミスで救われた。しかし今後の事故では、幸 運の女神が助けてくれるとは期待できない。放射能を大量にばらまき、チェルノブイリを超 えるような大事故となる。地元民はぐずぐずしていたらば、放射能大気に包まれた大量被ば く、当局の制止を振り払ってでも、それでも歩いてでも現場から離れる」と、こういうふう に書いてある。景気がいい話です。だけどチェルノブイリより大きい事故というようなこと で、それまでの原子炉の事故の情報のあり方を考えていったら、これナンセンスです。今言 った住民の人たちが自分たちの測定をやっていれば、こんな大変なことでなくてもわかるわ けですから。それを自分でやって逃げていって、そのときだれが責任を負う。

東海村で一番問題になったのは、あれは東海の村長が避難を出したんです。そのときに物が売れなくなってしまって、後、いっぱい補償問題が出たわけだ。そうしたらその損害賠償が出たわけです。だれが払うのと。それは避難をしなさい命令をしたと、あるいは避難をしなさいと言ったから汚染したと。それでホテルはキャンセルされた。だからそのときでもって東海の村長がそれ弁償しなければいけないかなんとかというような問題、それ、後、解決しましたけれども、そういうふうになってくるので、やはり僕は今言った、出ろとかいるとか低いところの中で、ちゃんとした防災訓練をやってみて、これはそんなに大変なことではないと思っていますよ。その中で訓練していってさっき言ったより大きい事故というのは、4から5になったときに、今度オフサイトセンターと皆さんとどうコンタクトするか。そこが大切なんです。そのためのオフサイトセンターでなければいけない。そのときに役に立たないようなオフサイトセンターだったら意味がないと思います。だから、防災というのは段階的にやるべきだろうと。できるところはやっていくと。

新野議長

では、本間委員さんの質問で一応、一区切りでよろしいですか。

本間委員

では最後にしゃべろうかどうしようかと思ったんですけれども、ここのところいろいろな 管が破裂したり、制御棒が入らんとかいろいろなのがあって、私らこの会ができてからでも 随分いろいろなことが起こっているんですけれども、そういういろいろなことが起きている 中で、やがてより大きな事故が確率的には起きてくるのは、これは基本的には常識なわけで すよね。私は車に乗れば明日ぶつかるかもしれないという確率はあると思っているし、飛行 機に乗れば落ちるかもしれないという。原子力発電所だけがきっとこれを機に安全に運転さ れるだろうとは私は全然思っていないし、そう思っている人も多いと思うんです。

柏崎の市民が、原子力発電所の事故ということを考えたときに、今日長く御講義いただい たような仮想事故のことを、一般の人は考えていないんですよね。それは市民はチェルノブ イリで現実にあったような過酷事故というものを想定していて、それはあるんだという、そこから始まらないと話にならない。それは今日の先生の担当は仮想事故までで、それを仮定しるというのは無理なのかもしれないんですけれども、市民はチェルノブイリ型の事故が起こったときにどうするのかという恐怖を持っているのに、それはそんなに心配しないでいいから、もうちょっと軽いこういうやつだけこうやればいいと、それは仮想事故だけ起きてくれるにはいいですけれども、では実際にそういう大きな事故が起きたときに、我々はどうすればいいのかという不安が市民にあるので、それを本当は提示していただきたかったですけれども、それを提示することは日本の原子力政策の根幹にかかわることで、多分、亀田先生にはちょっと、そこを越えてのレクチャーは無理なんだろうと、特に後半の話といいますか、ディスカッションを聞きながら非常にそう思ったんですけれども。

以上.

新野議長

今の関連ですね。

川口委員

本間先生は、よく「市民は」「市民は」というんですけれども、それは本間先生は思っていて本間先生の仲間とかは思っているかもしれないけれども、やはり市民というとみんなが思っているような感じがするんで、我々は決してそうは思っていないし、そう思うことが悪いとは思っていないということだけ言っておきたいです。

本間委員

私だけ思っていると思ってもらっても、別にいいんですけれどもね。

新野議長

この際ですから。

渡辺(丈)委員

この中にメンバー24人いまして、実際に先生の話を聞いてみたいと、あるいはそういう 集落ごとに聞かせてやりたいというような行動を起こしていた人は何人いるんでしょうか。 私、先生に昨年お世話になりました。また、今年も先生にお世話になったはずです。そのようにして、聞くことによって安心できる部分と、また次の心配事というのがある程度回避されるわけですから、そういう面でもう少し子供の領域までやろうというようなことで、2回目はそういうふうになっている。その結果として不安が増大したかということになりますと、そうではありませんね。多分こういうふうにこの地区で2,000人の人が聞いた、この人たちは多分私と同じような印象を受けていると、こういうふうに理解していますけれども。一言、言わせてもらいました。

亀田理事長

だから、知ることから始めることだと私は思っています。知るということはクールに問題を見ていて、そして行政に処理すべきこと、いろいろあるだろうと思うんですけれども、過酷事故の前に僕はとにかく仮想事故までのところの段階を、いかにしっかりやるかというところから、それだけやっても決して遅くないと私は思っています。

新野議長

ありがとうございました。この防災の講義は、これで閉じさせていただいてよろしいでしょうか。ありがとうございました。では、長時間ありがとうございました。

(4)なんですが、これは前回の8月19日の臨時会で、質疑の中の御返答いただけなく て、今日御用意いただいている部分もありますので、質疑の中の即答をしていただけなかっ た部分のお答えをいただける部分があるようですので、それの御説明の簡単な部分だけを、 今日時間がありませんので、いただくことにします。

それと、武本さんの方から資料の要請が出ていたんですが、それも臨時会の最後にかなり文字数のプリントを、皆さん出席者の方にはお渡ししたんですけれども、前の運営委員会のときに、一応、資料請求の段取りが大まかに流れが決まっていたんですけれども、この会の席上で要請されて、おおむね皆さんに異議なければ要請するというような形があったんですけれども、皆さんの周知を諮る時間が十分とれていなかったということで、それがちょっと積み残しかなと思うんですが、それと、広報委員からの説明が一部あります。それと4号機視察についての具体的な日の段取りが決められそうですので、またそれ時間をかけずに決められればこの場で決めさせていただいて、無理なようでしたら運営委員会の方に繰り延べさせていただきたいと思います。

概ねその4点なんですが、これからお願いいたします。東京電力さん、よろしいですか。 西田部長

それでは、私の方から前回の御質問をいただいたもの、2点御回答したいと思います。1点はお手元に資料が行っております。カラー刷りのものですけれども、下請企業の選定管理というもの。あともう1点が復水器の海水配管の漏洩、これ実績ということをちょっと御回答したいと思います。

1点目の下請企業の選定管理についてですけれども、図面の方、ごらんいただきたいと思いますが、前回高橋様より御質問がありました。元請企業について、まず最初にちょっとお話ししたいと思うんですけれども、元請企業については、各企業いろいろ会社ありますけれども、経営状況とか技術力とか実績など、当社が要求しています基準とか仕様を満たしている企業につきまして、あらかじめ登録を行っております。その中から契約先、つまり元請企業になりますけれども、これを選定するようにいたしております。

ですが、元請企業が再度発注をするという場合、その発注先の企業、つまり下請企業になりますけれども、これを指定とか指名するということは、実は独禁法で禁止をされております。これは独禁法にあります不公正な取引方法ということに当たるということで、禁じられております。ただし一方、当社の立場としましては、発注しようとします製品の品質の方は確保する必要がありますので、元請企業に対して品質保証を契約事項として要求をしておりまして、下請企業に対しても間接的に品質保証を求めております。これは、契約事項として定めた工事共通仕様書があるんですけれども、そういう書類に定めております。

個々の契約で行っております具体的な確認内容といたしましては、請負体制について体制表を提出していただいて、確認をするとか、従事する作業員の方について名簿を出していただいて、経験とか資格などを確認いたしまして、必要な人員が確保できているということを確認しております。また必要に応じまして、元請企業へ監査や調査をするということはもとより、現在では下請企業についても、直接監査・調査するということを契約事項として定めています。下請企業への直接監査などについての要求ですけれども、特にいつから始まったというものではありませんで、請負契約の根本に当たる要求事項ですけれども、明文化されたというのはちょっと調べましたが、どうも平成9年ごろということのようです。

以上が、現在の請負契約の状況ですけれども、今後ともこういう法令の枠組みがありますので、この中で必要があれば見直しを行って、よりよい高品質保証体制というものをつくっていきたいというふうに考えております。これは前回いただいた御質問の御回答とさせていただきたいと思います。

すみません。続きましてもう1点、復水器の海水配管の漏洩ということで、ちょっと調べてみました。前回武本様から御質問があった件です。柏崎刈羽原子力発電所当所におきましては、復水器内部のチューブリークといっていますけれども、このチューブリークはこれまで発生しておりません。これは実績です。復水器のチューブに穴があきますと、原子炉に戻っていきます一次系の水、蒸気になって水になってぐるぐる回っている一次系の水に海水が混ざることになります。そうしますと、復水器の出口で、この水の電気の通しやすさ、導電率と言っていますが、電気の通しやすさを監視をしておりますので、海水がもし混ざったりしますとこの値が上がります。これで異常があったかどうかということがわかるようになっております。こういう実績、こういうことでちゃんとわかるようになっておりますので、過去に柏崎では発生していないということでございます。

また、御記憶の方もいらっしゃるかもしれませんが、1号機がまだ試運転していました昭和60年のことですけれども、この復水器に海水を送り込んでいる配管、そのチューブになる手前の直径が2メートル以上もあるでかい配管なんですが、この配管に穴があきまして、海水が漏れるというトラブルがありました。これは前回御質問いただいた復水器の中で蒸気を冷やすために細いチューブがあるんですけれども、このチューブではなくて、その手前の母管に当たる部分で穴があいたものです。これで漏れた海水も一次系に混ざることは当然ありませんで、床にこぼれたということで、ちょっと混同しやすいものでしたので、あわせて補足させていただきます。

以上2件です。

新野議長

今ので。

高橋委員

東京電力が元請を決めて、あらかじめ登録してあるというようなことなんですが、この資料では東京電力と元請、元請とその下請、そういうことなんですが、今現在、下請のさらに下、そのまた下というあれから言うと、元請から今この図でいいますとこれが一次になるわけですか。二次、三次、今現在何次ぐらいの企業まで段階的にあるんですか。それともう1点、では二次から三次、三次から四次の企業に対しても、同じようなこういう基準というのか、レベルといってはあれですけれども、三次の企業と二次の企業ではまた選定基準が違うのではないかと思うんですが、そこら辺のあれはどうなっているんだか、ちょっと。

西田部長

何次まであるというのはちょっと私も経験の中では、例えば定期的に労働基準監督署に定期検査のときにこういう体系で安全管理をしますとか、そういう報告を出しておりますので、それで見たのは元請があって、その後 1、 2、 3 という、三次ぐらいまでのものは見たことがございますので、下三次ぐらいまではあると思います。そこからそれをさらに行っているものがあるかどうかというのは、すみませんちょっと即答ができません。申しわけありません。

それと、二次、三次といったときに、この体系がどうなっているかということですけれども、先ほどの説明の中の繰り返しになってしまいますけれども、当社からは元請にこういうふうにしてくださいというふうにお願いする契約関係があります。下請に対しては、そういう意味では直接な契約関係はないわけです。元請に対してしかこうやってくださいというふうな契約事項は結べませんので、そういう枠組みの中でどうやってやっているかというと、元請が下請に別途こうやって再発注をするときに、同じような仕組みで発注をしてください

と。さらにそこからもしもう一つ行くときにも、同じような体系で工事発注をしてくださいと、請負契約をしてくださいというようなことを、元請との間の契約の中でうたい込んでいます。ちょっとわかりにくいですかね。あくまで相手は元請しか話はできないものですから、元請が次をやるときにはうちと同じようなことを頼んでくださいね。これ先へ行くときにまた同じふうに頼んでくださいねということを、元請さんにお願いをしています。そういうような形で全体がどれだけ先へ行っても必ず守れるような形につくり込んでいます。

新野議長

監査は直接されるんですか。

西田部長

昔は直接そういう謳い込みはなかったんですが、監査も直接やれるような形にやっています。

武本委員

海水漏れわかりました。それで、それに関係して今日配られたでかいやつの終わりの以上の3行上に、「4号機を対象に所内蒸気系配管の追加点検をします」というのがあります。これに関係して、前にも別の場だったような気はしますが、実は10年ほど前に福島第二原発の所内蒸気配管で、収縮継ぎ手かなんかが破裂して1人亡くなりましたよね。そういうことがあって、中の人がすごく心配しています。それでそういうことを入れたからかどうかわかりませんが、こういう項目が入ったということはよかったなと思います。そういう点で、4号機に限らず疑わしき場所は徹底した検査をしてもらいたいということを言っておきたいと思います。

西田部長

そういう意味で、まず今すぐできます4号機をやって、それをまず見てみたいと思っております。その結果で次のことをまた判断していくという形になると思います。

新野議長

ありがとうございました。次の資料請求のことなんですけれども、一応武本さんの文面は皆さんに配付されたんですが、ほとんど理解されていないので、そのやり取りをすると多分かなり長くなるのではないかと。

武本委員

簡単に説明します。実は臨時会の前のときに、地震の説明がありました。これは先ほども 新潟地震の話が話題に出ましたが、あれから40年たって原発の設置許可から20何年たっ て、この間地震に関する情報というのはすごく増えて、という中で、東京電力が説明したパ ンフレットは、確か92年かなんか、一昔前の作成のやつで、どうも最近の話とは違うよう だと。ついてはそれに象徴される最近の学会の動向等があっても、20数年前の設置許可の ものが妥当なんだという証拠を示してくださいという具体的なことをいっぱい書いたという、 そういうものなんです。

新野議長

一言でおっしゃると、そういう内容だということですよね。そういう先回の臨時会のときにずっといただきたかった資料請求が出たんですけれども、運営委員会では、東京電力さんに限っては、この会に対しては法的とか個人情報とか、いろいろ公的に支障がない限り、極力協力をしてくださるという姿勢がもともと最初からあるので、また内部でいろいろな足かせをかける必要はないだろうというようなことなんですけれども、あくまでも地域の会という、ここの存続意義というか、会の特性とかをいろいろな加味して、それに見合った要請は

どういうことでもしていいのではないかというような結論でした。それでも1対1になっては、これはちょっと趣旨が違うだろうということで、会の皆さんが特段の反論がない限り、いいのではないかというふうな合意があれば、先方に要求して、支障のない部分で公表いただく資料を公表していただこうというのがルールの基本だったんですけれども、それに対して東京電力さん何か御説明いただける部分がありますか。

長野室長

ただいま御説明がありましたようなルールで、御請求をいただいたものにつきましては私 ども誠意を持って誠実に御説明をさせていただきたいと考えております。ただ、その御説明 の場とお時間をいただきたいということでございます。この地域の会の場で、皆さんに対し て御説明をさせていただきたいということをちょっとお願いをさせていただきたいと思いま す。先般武本さんの方からちょうだいした内容につきましては、今実は社内で準備を進めて いるところでございます。

以上でございます。

新野議長

よろしいでしょうか。

布施課長(柏崎市)

オブザーバー席から恐縮なんですけれども、情報開示は会則の第6条で規定がありまして、これはかなりきつい規定かなと。書いてある文言はそうでもないんですけれども、基本的にはしっかりやりなさいよという規定になっておるわけですけれども、ただ情報開示事業者等とありまして、「等」の部分には我々この行政も当然その中に入ってくるわけですけれども、今のところ行政への情報開示はないんですけれども、これから当然出てくるだろうと私は思っておりますけれども。ただ行政の立場から言わせていただきますと、行政の方は情報の開示については条例でもって定めておるわけです。それなりの手続をしていただいて、情報開示をしていくということになっておりまして、ただこの地域の会ではその部分の例外的な部分になってくると思うんです。

ただ例外的ですけれども、地域の会に一旦開示しますと、ここが非常に公開ということになっておりますので、その場でマスコミにも公開、それから最終的にはホームページで全国、全世界に開示されるという状況の中で、私どもやはり個人的な開示請求なのか、地域の会からのきちんとした請求なのかというところは、きちんとルールを設けてやっていただきたいと思っているんです。個人的な請求でしたら、条例等に基づいた手続でやっていただきますし、そうでないという部分をきちんとしたものをお願いしたいと思っています。これは事業者の方も当然そうだと思っております。よろしくお願いいたします。

新野議長

ちょっと難しいですね。

阿部委員

ホームページで公開というのは事実ですからね。難しいですね。

渡辺(丈)

これだけの資料請求をされると、我々もこれを読まなければならないし...

武本委員

そういうことで言っているのではなくて、原発は古い強固な岩盤の上につくってありますという説明をされているわけです。それが本当かということを裏づける具体的な一つ一つの事実について、要するにきちんとした調査、検査結果を見れるようにしてくださいという意

味でしかないんです。ですから、会が1回2時間とか2時間半の中で説明があって、一通り質問があって、それで大概終わってしまうわけです。そうするとそれを延々とやるわけにいかないから、それに対するバックデータ等はわかるようにしてくださいという、そういう意味ですから、何かそれだけなんですが。

渡辺(丈)委員

確かに今の言葉でここに文章化されているのを見てると東電さんにこういう資料を出してくださいとわかるんですが、これ見てるとえらいデータの集まりだなという感じがして。

佐藤委員

いずれにしても今、布施さんが言ったことも含めてこの会で確認をするということを今、確認したわけだから、そういうことでいいんじゃないですか。

新野議長

例えば、この中で議題で質問が上がって、いやこういう資料を見てみれば安心できるとか というような会話になったとして、そういうときに先ほどの高橋さんが質問されたことが即 答がいただけなくて、今日持ち越しでお答えいただきましたよね。ああいうレベルの話は問 題がないわけですよね。今回のはどういうあれでしょうね。

阿部委員

聞く側にもやはり聞くなりの義務とか責任みたいなこと、ちょっと感じるんで、渡辺さんがおっしゃったこの今のやつですが、私は正直言って難解でわからないんで、読んでも多分理解できないし、説明を聞いても多分理解はできないと思います。それを公開を延々と制限なくされることについて、わずかながら関わっているということについては、ちょっと私は自分自身が抵抗がありますね。

新野議長

責任を負うというかね。

阿部委員

そこまで自分が同席していることで関わってしまったと言われると、こんな難しい話はちょっとよそに置いてもらいたいなというのが私の感覚ですけどね。あと企業選定とか、こんなのもありますけれども、なかなかそこら中に、これは事実だし法に基づいているんだから構わないと思うんですけれども、公開の仕方もやはりルールがないと、何でもかんでも出ていいんだということになると、別にクローズするつもりはないですが、ちょっと1項要るんじゃないかなと僕は思いますけどね。

新野議長

本当、難しいですよね。

佐藤委員

決意というのは、後になってくるとだんだんすたれてくるというか、そういうことが一般的にあるんです。ですから東京電力さんそのものも事故隠し、不正事件の後は、これは反省していますと、皆さんがおっしゃることについてはできるだけ情報を公開してという決意を表明されたわけだ。それをこっちがわざわざいろいろなことを言いながら、いやそれは結構です。責任を持てませんなどと言って、出してくださるというのまでわざわざいいですという必要というのは、積極的に言ってどういう意味があるんですか。

阿部委員

出しますと公開している分については、別に構わないですよ。

佐藤委員

いやいやそうじゃなくて、ここでもって要求された部分については出しますというふうに 決意されたわけだ。表明されていたわけだ。それをいいです、そんなことは責任持てません なんていう、そういうふうな言い方というのは積極的にどういう意味があるんですか。あな た自身が積極的にどうしてそういうふうに言うことの意味があるんですか。

阿部委員

会に出ているなりの責任というのが、私には...。

佐藤委員

どういう責任をとるんですか。

阿部委員

どういう責任って...。

佐藤委員

責任というからにはあなたがそう言うんだったら、それでだれかにどういう責任をとれと 言われるんですか。

阿部委員

例えば会なり立場で、説明を求められたとかという場合があると思うんです。そのときに。 佐藤委員

そういうことを言えば、今日の資料だってあるいはいろいろな減肉の問題だって、いろい ろなふうに説明されることは全部理解しなければ責任を果たせないんですか。

阿部委員

そうありたいということです。

佐藤委員

いや私はあえて積極的に出さない方がいいというふうに聞こえてくるから、わざわざかつて決意をされて、いろいろな情報は出しましょうというふうにおっしゃったものを、あえてそういうふうにおっしゃる積極的な意義は何なのかと思って聞いているんです。

新野議長

ここの議論が世界まで最終的に発信される可能性があるというのは事実なのかもしれないんですけれども、今まではやってきた中のこともかなりの部分が事象によってはあったわけで、それ必要やむを得ずやってきたようなところがあるわけです。平坦なときには何でそこまで掘り下げるのかというふうなことに、今度見えてくるというのは事実なんだろうと思うんですけれども、非常にこれ難しい問題だろうとは思うんです。一番いや今これが答えですというのは私も持ち合わせないんですけれども。

宮崎委員

今の話は一般論でしょう。一般論でこんなことで。

新野議長

一般論というか、たまたま武本さんの文書がまたそういうふうに…。

宮崎委員

それは難解という話であって、

新野議長

そういうふうに印象がそうなるんだろうということで...。

宮崎委員

公開する、しないの話じゃない。だから今の布施さんの言われた情報公開の...。

新野議長

それで多分世界に配信されて、非常に何か危機をはらむようなことは、東電さんは当然おっしゃらない。

宮崎委員

それはもう東電さんの方で言ってきますよ。これちょっと企業秘密なんで、皆さんという こと必ず言うわけだから。

新野議長

だから私もそう思いますので、

宮崎委員

そのときになったら、みんなでどうしようかと考えればいいのであって。

新野議長

答えていただける部分があるのでしたら、どうなんでしょうか。ただ1対1の問答ということはあり得ないので、出してくれとおっしゃればあちらからはただ1対1の関係でなく、ここを母体としてお答えになるんでしょうから。

武本委員

資料としてこういうものを、そういうことについて対応するようなものが出てくればそれでいいわけです。

新野議長

いいわけですよね。でもあちらで説明の補足が要るとおっしゃればどうします。

武本委員

それは公開できませんというのがあってもいいんですよ。

新野議長

そうですよね。

武本委員

こういうことを聞きたいということを書いたのを、それぞれに今日配られたような形で、それぞれの科学的資料が出てくればそれでいいわけです。そういうものがあれば読んだ人がそれぞれの段階で読めばいいわけですから、今日配られた特にエネ庁の資料というのは、多分急に配られて全部理解できないという人が、私は理解できませんから、それでも今日の資料としてつづっておけばいいわけで、そういうものではないんですか。

高橋委員

簡単なことではないですか。わからなかったら聞けばいいじゃないですか。企業秘密だとか法に触れることであれば、こうこうこういう理由でこれに関してはお答えできませんと。 それで済むことじゃないですか。

新野議長

そうですよね。多分ここから先はとても世界配信はできる内容ではありませんというようなおっしゃり方ならば、それはそれでそこでまた皆さんが考えて、では聞かないことにしようと、そういうレベルの話なんだろうと思うんですが、布施さんいかがですか。

布施課長

余計なことを言いまして、混乱させまして。

新野議長

いえいえ、慎重にという。

布施課長

この会は、情報を得るというのが仕事の会だというふうに思っていますので、それがこの

会の第1番目の仕事だと思っています。ただ出す方として個人ではなくて地域の会からの請求だという、そこの部分だけしっかりしてもらえれば、それでいいということです。我々はどんどに表出しますということなんです。そこのところだけなんです。

新野議長

そうですね。

布施課長

それを出すときには、全世界なんて申しわけないんですけれども、一応説明の機会を与えていただきたい。その2点だけお願いしたいということなんです。情報を出すのを決して嫌だとか、そういう話ではなくて、個人なのか地域の会かのその区別だけをお願いしますと、そういうことです。

新野議長

了解はもともととってあるので、武本さんがプリントを出されて、そのまま終わってしまった後段の皆さんに、それでよろしいですかというのを今問いかけているわけなんですけれども、特段の。

浅賀委員

個人かどうかという問題も、武本氏がここの会で発言するんだったら、地域の会としての問題ですし、個人的に東電に出向いたり行政に出向いたりして、地域の会の名をかたったとしたら、それは個人的な行為になるわけだから、別に何らここでどういう発言をして、質問して、お願いをしたとしても、それは地域の会としていいんじゃないでしょうか。

新野議長

今回が特例になってしまったのは、会の最後に文書で配られたというところだけなんです よね。

今井委員

特例というよりも、結局初めてだったからちょっと慎重になり過ぎたという面もあるのではないかなと、私はそう思っています。

新野議長

それもあるんですけど、文書で配られてしまうとみんなの了解を経ないまま。

日 丞 木 缶

しかもこれはテーマがその一つ前の会のときに時間がなくて。

新野議長

そうですね。でも事実半分ぐらいは絡んでいるんですよね。前の会議の質疑応答で半分絡んでいる内容なので、今回そういうことでお答えいただけるということなんですけれど、今度お答えになる方の立場と存在からすれば、それにはこういうふうに回答したいという意向があれば、それもある程度歩み寄る必要はあるかと思うんです。あくまでも私たちは冷静で対等である立場と会話をしたいと私個人は思っているんですけれど、何かがあって多少のこういうことがあるときには、特例としてそういうこともやむを得ないと思うんですが、常々は冷静で、それであくまでも対等の議論をさせていただきたいなと思っていますので、こちらで要求して、快く飲んでいただくには、あちらがこういう回答の方法をというふうに選択がもしあった場合には、それにできるだけ歩み寄るという姿勢でよろしいでしょうか。

内藤委員

何に関してかよくわからないんですけれども、資料請求をするのは個人じゃない、会だという、会じゃないと開示しませんということを言っているわけだけれども、そうすると仮に

武本さんの話は武本さんが何か資料を今の地震関係だとかいうのは、個人じゃなくて、この 会全員でその資料を欲しいということをその都度その都度出て要求するのですか。

新野議長

この質疑応答の中で出て、そういうときにはいいんですけれども、それが終わってしまってから。

員委本新

理屈を言うと、2回前の会議で地震の話があったわけです。ところが時間が余りなくて、時間がないから後で質問項目を書いて出しますよとちゃんと言っていたんですよ。それを次の会のときに質問項目として文章にして出したわけです。そうしたらそれも時間がないといって、それをどうするという話はなかったんです。それで今慎重を期して議論しているという、そういうことだと思います。

新野議長

そうですね。そのときに本当は武本さんから口頭で趣旨説明があればよかったんですけれ ども、時間がなくて切ってしまったんですよ。それで今。

内藤委員

何を要求しているのかよくわからないというので、みんなでこの会で出た要求だから受けてくれというのもどうかなというものだから、全員が是非それはああそれはいい、その質問はいいから是非そうして欲しいというのを、ちょっとその都度その都度何か資料請求になったときは、ここは全員の会としての要求ですよね。それがちょっとわからない。

新野議長

ちょっと違うんですね。

今井委員

話がちょっとはっきり二つのことを一緒にやっていますから、話がごちゃごちゃしていますけれども、武本さんの件は理解していただいているだろうと、こう思っていますからあれですけれども、資料請求とかあるいはこの次の議事を何にしたいとか、こういういろいろな問題が出てきますよね。それは個人的に思い込みがあったり、あるいはおれはこうしたいんだということでの意見を述べる、それが全体としてでは次のときにこういう議事をやりましょう、こういう内容でやりましょう、それについて付随する資料も当然出てくるんだろうから、これもお願いしたいと、こういうのが普通のやり方なわけです。その中で、例えば全然今までの1、2回の会議とか、あるいは今後の予定の中にないようなもので資料が欲しいんだと、実はこの資料をもとにこの問題について取り組みたいんだという個人もいるかもわかりません。そういう問題が出てきたときには、そのことについてはきちんとやはり皆さんから理解を得るようなことを皆さんに話をしないと、唐突な話をはいわかりました、はいわかりましたというわけにはいかんでしょうから、その場合についてはやはり若干、ではどういうことでその資料が必要なのか、当然地域の会として資料をもらうわけですから、個人…。

内藤委員

個人ではだめなんですか。地域の会の委員としては会がどうであれ、自分としてはこの資料を欲しいという請求をしたときには、それはだめですよということなんですか。

新野議長

いえ、そういうことではなくて。

それは個人交渉してもらって構わないですよ。

今井委員

それは個人でもらってもらえばいいわけですし。

新野議長

地域の会ということは、ただメンバーであるというだけで、何の効力もないんですけれど も。

渡辺(丈)委員

この地震のテーマがあって、そのときに武本さんが時間がなくて質問ができない。これは次の運営委員会にかけられた。それで運営委員会はやはり今後こういうことがあるから、それは1回皆さんに一応先回の質問が出ていたんで、今日武本さんからそれを再度意見を言ってくださいと、こういうふうになったんです。たまたま、また先回も時間がなくて、武本さんはこういう文章化したものを出してきた。ただそれは文章化してみんな配布しましたが、よく理解できない。

私も帰って見たが、よくわからず、すごいボリュームだなという印象しかなかったので、 もう少し皆さんに簡潔に出した形で、武本さんのねらいとしている資料を提出していただく 方法が、かえって私たちにはわかりやすいかな、こういうふうに思ったものですから。そう いういきさつがあります。

新野議長

では、何でも慎重に行うことにさせていただいて。ではそれと広報委員から要請があります。

渡辺(五)委員

すみません。広報委員の方で皆さんに御理解とか御協力をお願いしたいということで、一言簡単に発言させていただきたいんですが。何で私が言わなければならんかというのは、広報委員5人いるんですが、あとの話もつながりますけれども、今編集後記とかそれからほかのだれかにちょっと原稿を頼もうかなとか、そういうのをいろいろ広報委員でやっているんですが、大体あいうえお順でやってきたんですけれども、そうすると渡辺はいつも最後だから、今日のしゃべるのはあいうえお順の逆でやれというんで、私が代表とかそういうことではないんですが。広報委員の皆さんの総意的なことでお願いをしたいと思うんですが、広報委員会は今運営委員の皆さんと一緒にさせて話をいろいろ次回どういうのを載せるかとか、どういうのが中心かとかいうのを「視点」の方に話し合って載せさせていただいているんですが。一番私どもがその中で気にしているのが、「視点」がより多くの皆さんに読まれているかどうかと、もちろん私どもにとって大事な広報するための手段の一つですから、それが一番気になるところです。

それで、私どもが実際に読んでいるかどうかを想像するに、余り読まれていないなというのが一つの判断です。それからもう一つは、知っている人の前面それぞれ広報委員の写真が載ったりしたときも、私も何人かからあなたの顔が載っていた、いい男だななんて冗談を言われたりもしましたけれども、お互い知っている顔が載っていたりすると、結構目を通してもらえるのではないかというようなのが1点。あるいは知っている人が載っているとあるのではないかというような意見がありまして、それならば是非またいろいろな多くの皆さんの感想なども含めた声を寄せていただいて、そしてそれらを「視点」の中で載せていきたい。そうすれば、またお互いに知っている人の顔が、あるいは文章が、名前が見えたりすると、より多くの人にまた見てもらえるのではないかというふうに判断をして、ごらんいただいた皆さんの意見を載せようということで取り組みをすることにしました。そうはいっても、なかなかホームページ等にも余りそう御意見とか感想もないので、これは一つどなたかに頼ん

で、ひとまず感想なりを載せていただくと、まずそこから出発しようというふうに考えまし て。そうは言っても待ってもいられないので、広報委員の皆さん、これもあいうえお順で高 橋さんが一番早いんでしたか…川口さんは編集後記に載せていたので、あの時、いる人でし たね。参加した皆さんの中で、あなた頼まれないかということで、それぞれ広報委員の皆さ んから、では努力して頼んでみようということで、先回お2人の方に頼んでいただいて、感 想というんでしょうか、意見というんでしょうか、載せていただきました。御承知のように みんな原発に関してはこのメンバーと同じように、それぞれいろいろな考えを持っているわ けですから、そこに載せるについても特段、誹謗中傷するようなのでなければ、投稿した方 のものを載せていくのが一番お願いしたり、あるいは実際に声として上がってきたのであれ ばいいんじゃないかということで、どちらかと言えば私どもとしてはそう添削をしないで、 大体載せさせていただくというふうにしております。従って、今後もそれこそ極端に地域の 会の宣伝をするのとそぐうかどうかわかりませんが、いずれにしても広報委員会の中、ある いは運営委員会も同席の場合には、そこのあたりでそういう原稿に目を通させていただきな がら、中には反対の部分もあるでしょうし、あるいは賛成の部分もあるでしょうけれども、 一定程度の判断をさせて載せていただければというふうに思います。従って、その方の意見 ですから、場合によればちょっとこれは考えと違うのではないかなというのが載るかもしれ ませんが、それは一つの投稿、読者のお考えだということで、ひとつ御理解をお願いをした いというふうに思います。

それからもう一つは、やはり大勢の皆さんからぜひ投稿していただきたいということで、ひとまず私ども広報委員が責任を持って誰かに頼むということなんですけれども、ほかのメンバーの皆さんからも、広報委員にいずれ替わることがわかっているわけですから、そういった意味ではぜひ皆さん方からも関心のある人がありましたら、ぜひ投稿して御意見、感想なりを載せていただければというふうに御協力のお願いをしたいというふうに思います。ちなみにあれ、ご覧いただいたと思いますが、お名前とそれから顔写真も載せていただくというのが、一応私どもとしては原則としてやっていきたいというふうに思っておりますので、架空の人間を載せるとか、そういうつもりは全くございません。以上、十分な御説明になりましたかどうかあれですが、御理解とそれから投稿に関する御協力をお願いできればと思います。

以上ですが。

内藤委員

丁寧に広報委員さんから御説明いただきまして、その趣旨をもっと早くこの委員全員に理解を求める必要があったと私は思います。勝手に市民の声だなんて、そんなのだれの許可を得てやったのか、広報委員の皆さん御苦労されているの本当にわかりますし、どうやったら読みやすくなるといって工夫されて、持ってきましたけれども、こんな写真を大判に取り入れて、非常に読みやすい、見やすい内容としては非常に評価をしております。ただ、今、くどくお話ありましたけれども、市民の声だということで、非常に極端な偏見のある人の意見を載せたというの、これは問題だと思います。この会というのは反対もいれば賛成もいれば、また別な見方をしている人もいる、いろいろな人がまじっているのが、この会の良さであるということは言われていますし、だけど会としてはあくまでもニュートラルだというのがこの会の理念だと思うんです。

具体的な名前を挙げて恐縮ですが、長谷川さんという方は一つ間違いがあります。今日は 一々説明はしません。間違いがあるものと非常な偏見を持っています。具体的な個人名を挙 げて東京電力の勝俣社長の行為、表現、言動が余りにも古臭いとか、そういったことまで言っているんですよ。そんなことないです。勝俣社長本当に一生懸命、東電は、これ、悪いことをしたのは間違いないんですけれども、そのための反省に立って再建のために非常に努力している。

御存じの方はあると思いますが、去年の7月10日に福島で柏崎先発で6、7が立ち上がった後、福島、なかなか、佐藤栄佐久は立ち上げないというときに、東電の勝俣社長が最後の説明に行って、第一の方でしたか、あれを佐藤知事がそこでわかったと、了解する、立ち上げるということをしたときの知事の発言が新聞に出ておりましたけれども、ちょっとうろ覚えですけれども、こう言っていました。「霧が完全に晴れたとは言えないけれども、今回6号機を立ち上げるのはすべて東京電力勝俣社長のまじめで真摯な態度に打たれて、彼を信じてやるんだ」と、そういうことを言っている。決してここにいるような、この長谷川さんが言っているようなめちゃくちゃな社長じゃない、立派な社長だと私は思っています。会社が間違いを起こしたことはもちろんそれは大変悪いことだし、問題だと思いますけれども、それをやっているのにこういう言い方。

そしてさらにまた柏崎の企業がみんな古臭い、古い体質のままいるとか、目先の利益のままいるとか、これよく、これを表現見ていったら、何か商工会議所のことを言われているんだなと思ってしまいましたけれども、それは目先の利益のためにやっている人もいるかもわかりませんよ。だけど企業というのは日本は資本主義社会なんです。資本主義社会において企業があってこそ地域があるんです。企業や業者がなかったら、官庁の役人ばかりで生活ができるはずがないんだから、こういうのに限って何だってそうでしょう、そういうことをやはり誹謗しているんです。

だからこれは、別に長谷川さんという方は私も知りませんから、この方のことをどうこうなんて言えませんし、人ですからいろいろな考えがあるし、原発賛成もいれば反対もいる。でもそれはあくまでもこの委員の中でやるのであって、地域の会でやるのであって、一般の市民の方を巻き込んで、この長谷川さんという方にも私は失礼だと思います。この会にこんな間違いのことをやったり、偏見を載せさせたということが私は長谷川さんに対しても失礼だと思う。長谷川さんを別に憎くも何もありません、そういう考えを持とうと偏見があろうと、自由社会ですからそれはいいんですけれども、これはやはりこの会で載せるべきではないと思います。この会はニュートラルな、もっと初めから説明して、新聞でよくあるような読者の声とかいう欄をこれからきちんと設けます。どんなことでも載せますというのであれば、そういう趣旨でやればいいのであって、前置きも何もしないで、御苦労話は聞きましたよ。

確かに御苦労されたのはわかりますけれども、本来これは私今日はもう帰りましたけれども、マスコミのある編集長にもこれ見せて、あなたどう思うと、全部チェックしてもらいました。これは事務局が悪いなと、広報委員の方は素人だから、来たものをそっくり出した、そういうことがあっても仕方がないけど、少なくとも事務局はチェックをすべきだということを言った。その間違いの箇所をやはり本人の了解を得た上でこれはちょっと手直しを、余りにも過剰な表現だから、これは訂正すべきですということを御了解を得ながら訂正させて、少し読みやすい問題のないようなものにやはり訂正をして載せるのだったら載せる、そうでなかったら残念ながらお断りする。今の地域の会の現状からすれば、こういった取り上げ方は、私は間違いだと思います。私も組織から相当突き上げを食っています。何でおまえ黙って、おまえ自分でこの反論せい、反論できるわけもないし、委員がしたらこの会がめちゃく

ちゃです。

委員会の中でいろいろな意見があって、反対があったり賛成があったりするのは、当然こ の記事の真ん中に出てきます。ここには名前で出るわけじゃないんですけれども、ここでは 委員同士ですから、お互いに間違ったと思えば反論ができる、あるいは疑問だと思えばそれ はそうじゃないんですか等とかここで言えるんですけれども、一旦ここへ出てしまうと、も うそれできないです。この人の意見をこの地域の会がこれは全部市民にぜひ読んでもらいた いということで載せたということになるんですよ。私はそう思います。だからこれは今さら もう出たものだから仕方がないし、この方に失礼だから余計なことはこれ以上言いませんけ れども、今日の私の発言についてはきちんと議事録に載せてもらって、次回にこういう議論 があったことはやはり言ってもらいたいなと思います。これを取り消すわけにいきませんか ら、今回はやむを得ないと思いますし。だけど本来だったら早くこの趣旨をみんなに納得さ せて、それで協力を求めるということをやはり重要だと思います。ちょっとこれは行き過ぎ だ。もっと緊張感を持ってやってもらいたいと思います。御苦労されているのは非常にわか りますし、そんなことを言うならやめるなんて言われると困るから、これ以上言いませんけ れども、これからも頑張ってもらいたいと思いますし、非常に読みやすくなったことも評価 しておりますけれども、ちょっとここは行き過ぎだったなと思いますので、言わせてもらい ました。

新野議長

はい、ありがとうございます。

佐藤委員

私も編集委員ですから一言、言わせてもらいます。たった一言だけ。事前検閲はできませんよ。民主主義の世の中だから。

高橋委員

私も一言、言わせてもらいますが、とにかく今までの「視点」が何割読まれているか。それからそういうことから考えるとどうも余り知られていないみたいだと。ではどうしたらいいんだということでタブロイド版に変えたりして、当初では委員の顔を表紙に並べようではないかとか、それもいいだろうということで話をして、それでせっかく読んでもらうのだったら、あれは皆さんの広場ですけれども、読者の声とかということで皆さんの声だったか、そういうことで原稿を頼もうじゃないかと。ただ匿名とかそういうのではなくてきちんとした住所、氏名をつけて、しかも顔写真もつけてもらおうじゃないかと、書いた人は責任を持って自分の文章を書くのであるんだからということで、とにかく読んでもらうこと、それから地域の会を理解してもらうこと、それをその2点を考えて私、一広報委員ですが、あれに賛成しました。

今、佐藤さんも言われましたように、ここの文章がよくない、地域の会としてはどうだこうだということは私はできないと思います。私たち内藤さんが言われるように、ニュートラルの会と、そういうふうにあれですけれども、結局は右もいれば左もいれば、いろいろ立場はあるわけでしょう。ではそれを末端の人に我々がどういうことをやっているんだかということを知らしめる広報であるから、市民、村民、町民はさらに我々よりもいろいろな考えを持った人がいるわけなんだから、それもその人も読者なんだから、あるいは当然、私は載せて、どんな考えであろうと地域の会に対する考え方、それから「視点」に対する考え方をお願いするのだから、書かれたとしても私はそれを我々からチェックとかということはすべきではないと思います。ただ内藤さんが言われたように、広報委員会で決めてこの全体会議で

出さなかったというのは、これは誠に申しわけなかったなと、私はそう思っています。 以上です。

内藤委員

というのは、高橋さんね、そういう考えがあるのは真理だからみんな思っていますよ。いるいるな賛成もあり反対もあり、いいのだけれども、だったらここに初めからいろいるな会の賛成でも反対でもいろいるな意見を持っている方を、どうぞ出してくださいという趣旨のものを企画としてやるのだったらやるような、そういう決議をして、それでみんな市民に知らしめればいいでしょう、そうではないでしょう。何にもしていないでしょう。そしていきなり偏見ですよ。間違いと言ったところは何を間違ったかというと、一番最初の原子力発電の世界の動向は縮小の方向に向かっている。縮小はしていませんよ。どんどん拡大しています。例えばいろいろなことがあるんです。そういうことを何にも検証もしないでやるというのはやはり問題だと思う。そういう極端なのがいっぱいあるんです。

本間委員

この会自体が、それこそ偏った人が集まってやっているんで、そんなことを言い出すと切りがないですね。内藤さんも、もし、あれだったら、この次、今度、世界の原子力発電はますます拡大の方向に向かっているという意見をだれかに書いて、その人に出してもらえればいいんで。

新野議長

紙上対話みたいなのもたしか広報はねらっていたはずなんです。

本間委員

それからもう一つ、広報の方は時間的にも大変なんで、広報の内容について一々ここの会議でこういうのでどうだああだというのは私は難しいと思うんで、広報の人に一任するしかないと思うんですけど。

内藤委員

広報が御苦労されていることは非常にわかりますが...。

本間委員

内藤さんがそれだけお話になれば、みんなわかったとは言わないけれども、そこそこ肝に 銘じるでしょう。

新野議長

まだ駆け出したばかりなので、訂正するところはして、謙虚に反省するところはしていただいて、それでもうしばらく長い目で見ていただいて、この反対の意見がまた載る可能性も大いにあるわけですので、これを見てまたそういう意見はぜひ載せていただきたいなと思いますので、このバランスが崩れたようなときには、その反対の意見をお持ちの方が少しつついてみていただいて構いませんので、あと事務局がというお話があったんですが、事務局とすると多分ここが住民の会であるというのをさらに一歩前進しようというので、極力介入を控えているんです。それで多分我慢をされているんだろうと思うので、私たちも多少蛇行しながらも慎重にやりながらも、少し別に冒険しているわけではないんですけれど、許される範囲でちょっとずつ前進して歩んでいこうというところなんだろうと思うんですが、そういう御意見が出るのは十分構わない。

内藤委員

事務局の件は私が言ったのではなくて、ある編集長の意見として、これは委員の方は素人 だから検閲もできないだろうし、それから校正もできない…する、しないの判断もできない だろうから、それは事務局はやるべきだと。それをしないのはやはり怠慢であり、それでやはり問題は、これが公の機関を通じて全戸配布されているんです。出ている経費は税金でしょう。そこらの認識というか、だからこの委員会は、あえてそういういろいろな人の意見を話し合う委員会だから、これはいいんですよ。だけど一般市民までそこまでやるような、そういった何もまだ決めていないわけですから、それを言わせてもらったわけですから。これ以上言いません。

渡辺(五)委員

事務局の皆さんはその編集局の方が事務局が怠慢だというけれども、それは要らんお世話なんで、やめてくださいと。それは我々広報委員があったり、運営委員があったりするんですから、それは要らんお世話なんです。ちょっとこういうような意見は、私はその人に反論させてもらいたい。

渡辺(丈)委員

たまたま内藤さんが先回お休みになったので、あの場面でやらなくて今日になったんです。こういういきさつがありますから。つまりこれはもう運営委員でこの公表のあり方、あるいは記事にするあり方というのを審議しましたから、広報の全員。たまたま本当は先回のところの開催、臨時会でやる予定だったんですよ。この広報、運営委員の内容を審議したことを。でも内藤さんいらっしゃらないので、ではこれは次回にしましょうということで、今日になった。

新野議長

それで、これが出る前にも全員に一応原稿としてお渡しして、見ていただいてもしていますし、広報委員さんとすれば特段私がここで発言しますというような説明はなかったんですけれども、出席されている方には一応配付になって、ゲラ刷りの段階で見ていただいたり、今回こういうふうにリニューアルしますというような口頭の説明もたしかあったかと思うんですけれども、部分、部分を丁寧には説明していなかったかなとは思うので、ここ内藤さんがおっしゃるとおり、そういう懸念がもしあるのだったら、もうちょっと慎重にしてもよかったかなという部分はありますよね。そうですよね。またそれは次の課題にさせていただいてと思います。

内藤委員

こういう広報委員の方は、本当に御苦労さまだと思います。感謝しております。

新野議長

そうですね。ありがとうございます。

それともう10時過ぎで、本当に申しわけなかったんですが、最後にずっと要請していました4号機の現場視察なんですけれど、東京電力さんの方からはいつでもオーケーというお話です。ただこちらの要望とすると、1日休日を入れていただきたいという要請をしてありますので、それのまた御返答の中に金土か日月という形で、続いた日を希望されているんです。もうそうすると自然に日が決まってしまうのですが、19日の日曜日を挟むと20日がお彼岸で祭日になって、土曜日がお休みのところは三連休になってしまうので、その週はやめた方がいいのかなと思うので、9月にするとするとその前か後にしかもう現実的にないんですけれど、皆さんの御都合はいかがでしょうか。金土をとられるのか、日月をとられるのかで、もう自動的に日が決まりますので。

ちなみに12日が日曜日です。19日、20日が祭日をつらねて連休になります。26日が日曜日ですので、これが月末の休みになるので、12日がやや早いかなと思うのですが、

今日ほとんどの委員さんいらっしゃるので、もしこの12日を挟んだ日月でもいいとおっしゃれば、両日ではなくてどちらかに参加していただければいいんですよ。どちらかで視察が可能である日があるのならば、1日でよければ1日でも構わないんですが、日曜日にやればおおむねの方が出られるのなら、今回は1日ということでもオーケーですので、12日に視察に参加できる方っていらっしゃいますか。ではだめな方と聞いた方がいいのか。だめな方。26がだめな方。それでは日曜日は2日間取れるので、そうすると月曜日の27日がオーケーならば、そこで決定させていただきたいんですが。武本さんって27日とかというのはいいんですか。

武本委員

12、13で。

新野議長

では12、13はどうでしょう。12、13の両日とも不都合な方。お一人ですから、この日でよろしいでしょうか。

(全員了承)

新野議長

時間はどのぐらいですか。見せていただく場所にもよって。前に配管の方は見せていただいていますので、かなり狭い場所なのがわかっていますので、今回は美浜のことを受けてということで、そちらの部分は今まで見せていただいたことがないので、今そこという希望になっているはずなんですが、そうすると3時間、説明も入れて3時間ぐらいですか。そうすると御希望とすると午後ですか。1時集合とかいう感じでしょうか、1時半とか。どちらも午後でいかがでしょうか。日曜日、月曜日の午後という。ではもうそこで決定させていただいて。また改めて御案内します。では12、13の日月で視察をさせていただくことにいたします。何とか都合をつけて全員で出られるそうですから。そうですね。あといらっしゃらない方がいるんですが。

今日は最長の10時15分を目指していますが、遅くまでありがとうございました。講演会はまだ継続ですよね。10月の講演会の講師の折衝はまだちょっともうしばらく先なので、その視察のころに決まっていればまた御報告するようにします。ありがとうございました。 運営広報委員さんだけちょっと残ってください。

・・・・・・・・・・・・・・22:15 閉会・・・・・・・・・・・・・・・・